

第三章 福生の行政の移りかわり

第一節 戦後の基地の町の行政（昭和二〇年代）

1 戦後の空白の時期

旧陸軍の物資、 食用油の配給

昭和二〇年（一九四五）八月一五日、当時役場内に同居していた農会職員を含めて十数名の職員は、「神殿のある議場で終戦の詔勅の放送を聞いてみんな茫然としていたが、その放送からは、戦争は終わったのだが戦争に負けた……という実感が、すぐには湧いてこなかった」と、そして米軍が進駐して来るまでのわずか二〇日間あまりの出来事についても「みんなが、ぼんやりしているとときに一番早く動き出したのは審査部の兵隊だった……多摩川原で隊長の少将が自殺したらしい……兵隊が荷物を担いで帰って行く……そんな噂がささやかれ、初めて戦争に負けたという実感がわいてきた」と語っている。

当時農会の職員三名は、主として農産物の供出などの事務を担当していた関係上、旧陸軍飛行場の外に軍の物資のガソリンと食用油が十分かくされていることを知っていた。そこで町と農会職員が一緒になってどうせ占領軍にとられるのなら今のうちに町民に「まず食用油を配給してやろう」と木炭自動車にドラム缶で一五缶ほどを役場へ運び、



図 VI-2 町役場全職員（昭和22年1月）（橋本孝藏家蔵）

町民に一世帯二合くらいを配給しようとした。しかし、審査部の兵隊がやってきて、「これは軍のものである。無断で運び出すとはもってのほかだ」と怒鳴られ、苦勞して集めた食用油はすべてトラックで持ち去られてしまった。しかもその油は、その兵隊たちがどこかで適当に処分したらしいということの後で聞き、皆憤慨した。やがて滝山方面（八王子市）にも食用油がかくされていることを知り、今度こそ町民に配給してやろうと、先に回覧板で町民に知らせ、缶を運ぶと同時にすぐ配給したことがあった。そして、この食用油の配給についての行動の主役は、村野定義など農会職員であった。

また農会が昭和二五、六年頃まで使っていたオート三輪車二台のうち一台は、終戦から一週間くらいたったときに、玉川上水の羽村境に捨てられてあったのを引上げて修理した旧日本陸軍の車で、昭和二六年頃までの自動車のない時代に、大変活躍したということである。

町役場では、上部機関より「軍および戦争に係る書類は一切焼却すべし」という命令により、兵事関係、国民義勇隊関係など多くの書類をこっそり焼却、さらに青年学校使用の古い銃などを穴を掘って埋めたり、職員は大慌てだった。

米軍多摩飛行場へ進駐

昭和二〇年九月三日に米軍が多摩飛行場に進駐してくると、すぐに基地内の清掃その他のために勤労奉仕の要請があり、町は各町会にその割当てをおこなって日本人らしく一生懸命働くようにお願いした。当初は初めてみる体の大きいアメリカ兵に恐怖を感じていたが、いざ実際に勤労奉仕の動員に参加してアメリカ兵に接してみると意外に明るく、仕事も案外のんびりして休み時間はきちんと休ませるし、苛酷な労働はほとんどなく、これはまったく予想外であった。このことは今まで戦時中に教えこまれていた「鬼畜米英」などのアメリカ観を根底からくつがえし、逆にアメリカ兵に対し好意を持つようになった。

横田基地労働者の第一号としてこんな話がある。

米軍が基地に進駐するとすぐ旧日本軍のボイラーを使用すべく、陸軍航空審査部当時のボイラーマンであった牛浜の上野秋則に対し、すぐ基地にくるよう出頭が命ぜられた。そこで上野は、アメリカ軍の中へ一人で呼び出されたので、おそらくこのまま生きて帰れるかどうかからないという不安から、家の者と水盃をして必死の覚悟でジープに乗せられて行った。ところが仕事が終わるとタバコやチョコレートなどをくれて「また明日もくるように」といわれ、帰ってきたら家の者は泣いて喜んだ。それ以来、横田基地に務めるようになった。おそらく横田基地労働者第一号は俺かも知れない……と語った。

町営バザー 終戦直後の混乱期は、駅前の「スーブニールショップ」（土産物店）が、富士山や浮世絵などが描かれた絵やハンカチを売り出し、米兵は日本的な土産物を探して民家に入りこんだりしたトラブルがあったところである。そこで町は各町会の協力を得て公設の市場をつくり、不用なものを集めて米兵相手の土産物として

売ることを計画し、駅前の石川呉服店を借りてバザーを開催した。若いときに着た不用となっている羽織や袴、結婚

衣装などよく売れた。このバザーは予想外に米兵に喜ばれ、また住民はこれにより多少の現金収入も得られ、ある意味では一挙兩得であった。

2 横田基地と町の行政

中学校敷地は 昭和二十二年三月の町議会で次のような議案が議決されている。この議案は当時の米軍が町に与えた砂利採掘跡地 影響を、無言のうちに物語っているように思われる。

議案第七号

福生町立初級中学校敷地決定の件

福生町立初級中学校の敷地を左の場所に定めるものとする。

昭和二十二年三月二十九日提出

福生町長代理助役 加藤市蔵

一 福生町大字福生二四二六番地（連合軍砂利採掘場）

一〇六七一坪一三合

このわずか数行にすぎない議案は、非常に貴重な資料である。すなわち米軍が多摩飛行場に進駐した直後の福生町の状況を推察することができるからである。

この昭和二十二年三月議会というのは、戦前からつづいてきた旧体制下の町の最後の議会で、その年の四月、新しい選挙法による選挙がおこなわれ、岸徳次郎町長が誕生、さらに五月には定員二六名の町議会議員も選出されたため、

三月議会は戦前から引つづいた最後の議会になった。さらに提案者が「町長代理助役」とあるのは、戦時中より町政を担当していた石川真作町長が、公職追放令により辞任したため、次期町長誕生までの間、助役加藤市蔵が代行したときのものである。

次に敷地の記述で「福生二四二六番地（連合軍砂利採掘場）一〇六七一坪一三合」は、（ ）内の連合軍砂利採掘場という表現が、米軍の機械力の強大さをそのまま物語っている。米軍は基地の拡張と整備のためにブルドーザーなどの機械力をもって、またたく間に多摩川の河床が出るまでに砂利を取り尽くしてしまった。それでも基地の整備にはまだ砂利が不足し、米軍はつぎに牛浜地区の砂利採取に着手し、現市営福生野球場と三小敷地一帯の段丘を取り崩してしまった。この一帯はかつて山林で一部に伝染病の隔離病舎があった。この砂利採取についての交渉経過など不明であるが、砂利採取地の一萬〇六七一坪という面積はまことに膨大なものであった。

なお、福生二四二六番地は現三小グラウンド一帯の代表番地で、昭和二三年の志茂地区区画整理により地番変更になり、現在この地番は抹消されている。

この横田基地の整備のために大手土建業者の間組、浅沼組、株木組などの各社が進出してきた。そして基地周辺に作業員宿舎を設け全国から作業員が集まり、同時に次第に基地労働者も増え、昭和二年一月には二万一二七二人（『みずくらいど10』）に町の人口は急増した。そんな背景のなかで、戦後の第一回町長選挙がおこなわれた。

幽霊人口問題

前述の如く米軍の多摩飛行場への進駐後、昭和二年から二二年にかけて飛行場の整備工事に関係する大手の会社が進出してきたが、それに関連する労働者も全国各地から集められてきた。そして各事業場の下請の作業員宿舎が乱立し、配給人口は急速に増えていった。昭和二二年から二三年頃の人口の実態をみると、

表 VI-12 昭和22年国勢調査人口と配給人口

調査年月日	項目	人口
昭和22年10月1日	国勢調査人口	14,066
昭和22年10月末日	配給登録人口	19,749

表 VI-13 昭和23～25年配給登録人口の推移

調査年月日	人口数	調査年月日	人口数
昭和23.1.1	20,665	昭和24.1.1	20,509
〃 2.1	21,132	〃 12.1	16,181
〃 5.1	24,458	〃 25.1.1	16,149
〃 7.1	26,188	〃 12.1	14,343

〈参考〉 昭和23年厚生関係人口動態調

昭和23.4.1 調査人口	2,681	世帯	21,823	人
戦災者	393	〃	1,268	人
外地引揚者	129	〃	312	人
復員軍人			661	人
軍人遺族	158	〃	663	人
在外留居家族	63	〃	379	人
傷痍軍人			22	人
離職者			481	人

（記録が散逸し、配給人口などの詳細は不明である）表VI-12、13のような数字が残されている。作業員宿舎などの実情から判断して、配給登録人口の半数以上は実在していないのではないかと推測されていた。しかし正式な転出証明書をもって当町に転入してきたので、受入れざるを得なかった。そして余分に受けた主要食糧の配給米などを闇物資として街に横流しをしていた。このように実在しないが、公文書を偽造して実在している如く見せかけ配給を受ける状態を、当時幽霊人

口と称していた。まさに戦後の混乱期であった。

昭和二十四年（一九四九）職業安定法が公布され従来の作業員提供制度が改正されると、一月一日の配給登録人口二万〇五〇九人が二月一日には一万六一八一人と減少した。勿論横田基地の工事が一時期より少なくなった関係もあるが、幽霊人口の実態が不明であり、町は自治体警察福生警察署の協力によりいっせいに本籍地の照会をおこない、一七八八人の幽霊人口を抹消、昭和二十五年二月一日の配給登録人口は一万四三三四人となり安定するにいたった。

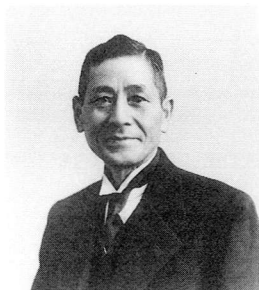


図 VI-3 戦後、初の公選により誕生した岸徳次郎町長

3 戦後初期の町の行政（昭和二十一年から二六年まで）

民主主義と岸町長の誕生

昭和二十二年四月、第一回全国統一地方選挙がおこなわれた。初めて婦人参政権が確立されると、青年団や婦人会は盛んにこのことについて自主的に勉強したが、年老いた婦人にはとまどいも多かった。しかも横田基地を中心に町の人口は急増してきていた、そんなときの選挙であった。このことについては『福生不動尊由来記―福生市本町の歴史―』から、その一部を紹介する。

戦後、アメリカの占領下、男女平等・女性の参政権・農地改革等急速に大きな改革が行われました。特に、米軍基地を抱えている福生は、多くのアメリカ軍人と直接に接する機会が多く、素直に民主主義と言う体制にとけ込んでいきました。昭和二十二年（一九四七）、民主主義体制による第一回の市町村長・市町村議会議員選挙が行われました。

戦後の最も窮迫していた時期です。町は横田基地の拡張工事に集まった間組や浅沼組関係の職場で働く作業員の増加で、人口は急激に増え、二万五、六千人にまでふくれあがりました。更に、農地改革と言う土地制度の根本的な改革は占領軍の「指令」と言う形ではあったが、かつて、到底考えられなかったような複雑な地主対小作人の対立等、多岐にわたる諸問題をかかえての町長選挙、続いて、町議会議員の選挙が行われました。

町長選挙は、本町を基盤として、寧ろ保守的で温厚な政策を建前として岸徳次

郎氏が立候補。一方、革新陣営から森田幸造氏が出馬。この選挙は正に福生の選挙史上まれにみる激戦で、一方は商工業者と地主層。一方は小作層を代表して、社会党を中心とした勢力。選挙は戦後の日本を象徴するような激戦でした。投票会場へ次々と送り込まれてくる米軍基地の拡張工事に集まった労働者、その一票一票が実に重く感じられました。開票が終わっても、確定票が決まらず、一時は全く同数かと思われましたが、最後に何度も点検が行われた結果、一票差で岸徳次郎氏の当選が発表されるという劇的なものでした。

民主主義そのものがまだわからない五里霧中の時代、しかし、とにかく本町を基盤にして大正時代に福生に住みついた一製材所の主人が、町長に当選したと言うことは、従来、旧集落の地主層を中心に動いてきた村の歴史が、戦後大きく変革されてゆき、やがて福生が本町を中心に急展開し始める契機であったのです。(略)

岸町長の時代は、まさに敗戦の荒廃と窮乏のどん底から、必死になって這いあがろうとする時代でした。農地改革や自治体警察の設置、教育制度の根本的な改革等、矢継ぎ早に占領政策が打ち出され、しかも直接米軍基地と相対し、風俗問題や衛生問題等多くの注文を受けながら、岸町長は非常に苦勞をされました。特に、新制中学校の建設と、人口急増による第三小学校の新設は、殆んど同時に行わなければならず、用地の確保は大変困難でした。幸いに、岸町長の温厚な人柄と、その誠実さが、地主、小作の両者に信頼され、また議会も一つになってこの問題に当り、牛浜、志茂地区の区画整理事業による公園計画ともからめて、用地の確保ができ、建設することができました。

しかし、当時は、食糧ばかりでなく建築資材の全てが配給の時代で、材木一本、釘一つ、ガラス一枚ですら調達するのが大変困難な時代でした。従って、町も議会も一つになって、お互いに協力し、特に、議員は先頭に立っ

て学校債を引受け資金の調達に当りました。（略）

志茂地区区画整理の完成 この区画整理は戦前昭和一五年旧陸軍の飛行場ができると同時期に計画され、当時軍都福生を形成する一大事業であったが、太平洋戦争で一時中断された。しかし戦後米軍の進駐により旧陸軍飛行

場は横田基地となり、町は急速に発展し、新たな町づくりの必要に迫られた。このような町の状況をみると、この戦前に計画された組合施行による区画整理が新しい町づくりに対して、いかに重要な役割を果たしていたかがわかる。もしこの区画整理が施行されていなかったら、町は戦後この地区の開発に当らなければならなかった。そうして戦後にこの事業をおこなったとすると、福生町はおそらく一〇年はその整備にときを要すると思われるほどの大事業であった。これを戦前の昭和一五年頃にすでに計画をしたのは大変有意義なことで、当時の為政者はもちろんのこと、関係地主、耕作者など多くの人々の努力を忘れてはならない。

この事業は組合施行のため、町は直接関与してはいなかったが、昭和二四年の福生町の事務報告書に地番の変更などについて、次のような記載がある。

五月二十四日福生土地区画整理組合の事業執行に依り字名及地番の変更が行はれ第五〇八号を以つて東京都知事から告示され六月十一日から施行された。

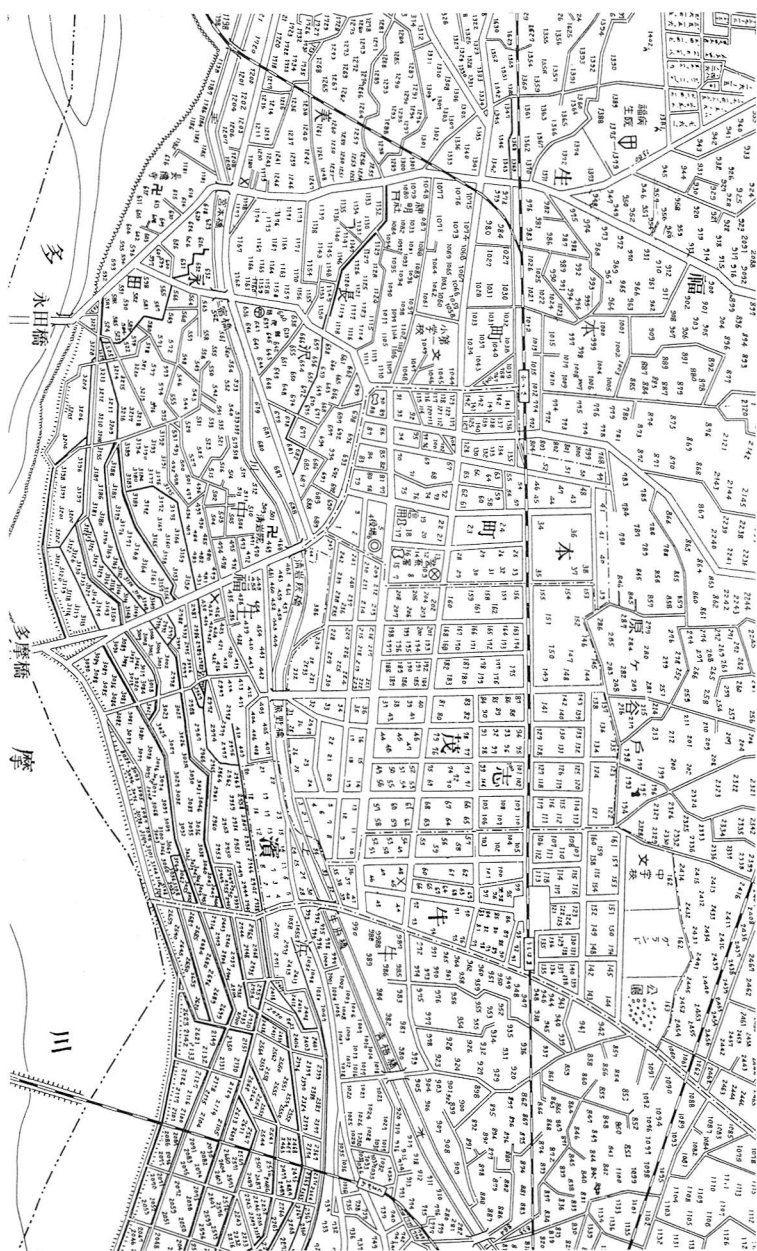
新字名 本町 自一番地至一四一番地

志茂 自一番地至二四三番地

牛浜 自一番地至一六三番地

懸案であつた土地区画整理事業は九月十七日完了、同組合は解散した。

図 VI-4 志茂地区区画整理後の地図（昭和25年）



第1節 戦後の基地の町の行政（昭和20年代）

表VI-14 区画整理施行成績

地目	整理前			整理後		
	地積	賃貸価格	筆数	地積	賃貸価格	筆数
宅地	一七、六五〇・九七	二、六三六・三八	一二一	一〇四、七九〇・六九	二二、八五一・五八	三四一
山地	二〇、九九六・〇〇	三、六六六・三〇	五四〇	三一、〇六六・〇〇	八九、八三五・〇〇	一二三
山林	四、四七六・〇〇	一五四・三	一七	一、〇八一・〇〇	五三〇	二
道路	一、〇一一・〇〇		三四			
水路	七、三七二・七二		五六	二五、五七三・三一		
学校敷地				一四八・四四		
公園敷地				七、七七七・〇〇		
その他	一、一〇五・三二			四、三〇〇・〇〇		
丈量増計	二四、七二一・四三			二、一五二・〇〇		
合計	一七六、八八八・四四	六、三三二・三二	七七八	一七六、八八八・四四	二三、七七七・三三	四七五

昭和24年度事務報告書より転載、合計が合わない箇所があるが資料の記載どおりである

この区画整理は組合施行のため多少の不備もあった。例えば栄通りは幅員一六メートルの計画が一メートルに、公園も牛浜のいか所のみ、道路の排水の不備などである。しかし戦後、農地改革問題などの重要な仕事山積している最中、昭和二十一年に福生駅前通りの中村青果店や豊月堂製菓店などに移転してもらい、都市計画街路（栄通り）を駅前通りと直結し、さらに多くの区画街路をつくり、本町・志茂・牛浜に至る、広大な福生の中心地の整備がおこなわれたことは、まことに特筆すべき大事業であった。

自治体警察の 昭和二年（一九一七）二月一二日、岸町長は加藤町議會議長とともに自治体警察実施に関する打合せと廃止 会に出席し、GHQの係官より次のような指示を受けた。

一 近く公布される警察法第四十条の規定により人口五千人以上の市町村は自治体警察を設置する事になるので、
今月二十日迄に公安委員を選任せよ。

一 法施行日（三月八日の予定）と同時に発足する。

一 条例は発足後設定する。

一 今年度は全て国の予算で行うが、二十三年度よりは各自自治体の負担とする。但し国は応分の補助を行う。

そこで岸町長はただちに町議会の全員協議会を開催し、公安委員の選定について協議、福生地区から高崎弥一、原茂幾造の二名は決まるが、熊川地区の選出がくれ、やっと西川亮介の内諾を得て、二月三十一日、大晦日に緊急全員協議会を開催して、この三名が内定したのである。戦前は福生町には東京警視庁青梅警察署の警部補派出所が設置されていたが、町は警察行政には関係でなかった。それが今回の改正により自治体警察を設置することになり、しかも警察法施行と同時に発足せよということであった。このことから本件が自治体にとり、いかに未知で多難な仕事であったかがうかがえる。そして、翌二三年一月早々に、次のようなパンフレットが新しい福生警察署長名で議員、町会長、その他に配布された。

福生町警察署の発足に当つて

日本国憲法の精神に従ひ、又地方自治の原則を推進するため、今般警察制度に画期的な改革を見るに至りました。すなわち今回の改革においては新しく自治体警察を広く取入れ、又警察の活動も国民の生命身体及び財産の保護、

犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持といふ本来的なものに新警察制度の方向が決定されました。

しかしてこれが根本法である警察法は去る十二月八日にその成立を見、九十日以内にはこれを施行される筈であります。東京都に於ては特に同法施行前に新制度を実施するやう指示せられましたので、一月六日を期して発足することになりました。

福生町も市街地的町村として、国家警察からはなれて自治体警察として、自主的な警察を自分の手で設置することになり、本日を以て福生町警察署が開設されました。この自治体警察を管理するため、福生町公安委員会が設けられます。この公安委員会は町長が町会の同意を得て任命した委員三名を以て組織され福生町警察の行政管理（人事、組織、予算）運営管理（警察務の執行に関する事項）の権限を行使する重大な使命を担ふことになるのであります。又この自治体警察に要する費用は、地方自治の本義に則り四月一日から一切町の負担で賄ふこととなります。

これは始めてのこゝろみとして、文字通り画期的なものであり、自治体警察の運営如何は直ちに日本全国の秩序維持の上に重大な影響を及ぼすものであることに深く思ひをいたされ、本制度を理解し制度切替について、推量に基く徒らな動揺を極力防止し、一旦発足の上は公正妥当な自治体警察の運営により、治安の維持に万全を期するよう町民各位の積極的な御協力を御願ひする次第であります。

昭和二十三年一月六日

福生町長 岸徳次郎

此の度福生町公安委員に選任されました。町の警察のため格別の御声援を御願ひ致します。

福生町公安委員	高崎 弥一
同	原 茂 幾造
同	西川 亮介

福生町警察署長を拝命し自治体警察のため働くことになりました。町民各位の絶大な御協力を祈つてやみません。

福生町警察署長

警 視 庁 警 部 石 田 欽 吾

この配布文書は自治体警察の経過について詳しく説明しているが、前年の大晦日にやっと公安委員が内定し、数日を経ずにこのような文書が配布できたことは、自治体警察制度の導入について、まことに大変な努力のあったことがうかがえる。

そして一月六日に福生町警察署が当時の青梅警察福生警部補派出所（あさひ銀行所在地）に開設された。昭和二十四四月には、この福生町警察署が志茂にあった元憲兵隊庁舎（本町一〇番地）に移転する。福生警察基本条例が議決されたのは、福生町警察署ができてからおよそ二年後の昭和二十四年二月一六日の議会であった。

このように民主化政策の一つとして、急速に自治体警察の設置が進められたが、昭和二十六年六月自治体警察を国に移管（国家警察）することができるよう警察法が改正された。自治体警察が生まれてわずか四年目のことである。

戦後、貧弱な財政のなかで、三〇名の警察署員を抱えるということは極端に町財政を圧迫した。しかも国からはこれに対する自治体への十分な財政的援助がなかった。昭和二十四年度の福生町の決算書をみると、総支出の三〇パーセントが警察費で、役場費（二四パーセント）や教育費（一八・七パーセント）より多く、民生費（一八・七パーセン

ト）、衛生費（四・九パーセント）、土木費（三・四パーセント）など住民の生活に直接関係ある予算はまことに微々たるものであった。したがって警察法が改正され、住民投票により自治体警察を廃止し、国に移管できることになると、町議会は全会一致で住民投票をすることを議決した。

その結果、廃止賛成三二四五票、反対一二〇七票で自治体警察廃止が決定された。昭和二六年一〇月には国家警察に移管されて、福生地区警察署（福生町・瑞穂町・西多摩村・多西村・東秋留村を管轄）が誕生した。この年、九月にはサンフランシスコ講和会議で対日平和条約、日米安全保障条約が調印され、戦前の警察の特高関係者の追放解除がおこなわれた。

失業救済事業 この事業について当時の記録はほとんど散逸し、わずかに残された昭和二五、二六、二七年の事務報告書に次のような記載がある。

失業救済に関する事項

昭和二十五年二月六日より福生町水田に客土事業を開始し、青梅公共職業安定所の紹介したる人夫を使用し東京都からリヤカー十台、其他の器具の貸与を受け同年五月四日迄に左の事業を遂行した。

一 一反当り客土量 壺立坪

一 施行総面積 拾二町七反四畝拾一步

一 使用労務者数 延三千二十九名

一 賃金支払総計 七十三万六千二百十三円

同年五月五日より福生町農道改修事業を続行し（昭和二十六年二月二十日現在）迄に左の事業を遂行した。

(施行箇所 略)

一 道路延長 四、四一〇米

一 使用人員 延一三、〇〇五人

一 支払資金 三百十六万五千二百九十二円

一 一ヶ年累計使用人員 一万六千三十四人

同資金支払累計 三百九十万一千五百五円 以上

昭和二十六年度(自一月一日至十二月卅一日)

失業救済事業報告

総延長 六、四三八米

内 訳 路面改修 五、五八一米 (施行箇所 略)

新設道路 八五七米 (路線名 略)

暗渠新設

深 四五糎 幅 四〇糎

甲蓋覆 コンクリート仕上

延長 五四米

○総使用人員 延一五、六六六人

(昭和二五年度 事務報告書)

○総支払賃金 三、七八四、七四五円

以上の工費は全額都費を以て支弁し、失業者を救済すると同時に町道の完備を計りたるものなり

（昭和二六年度 事務報告書）

昭和二十七年度

一 総延長 二、六九五米

内訳 路面改修 九三九米（施行箇所 略）

新設道路 九七一米（路線名 略）

一 農地排水路構築 延長五〇〇米・幅五〇糎 深五〇糎

一 総人員 一五、九七七人 総賃金四、三一三、七九〇円

（昭和二十七年度 事務報告書）

この報告書によると、東京都の失業対策事業の就労賃金が日当二五四円と決まり、昭和二四年六月にこの事業が開始されている。この事業は東京都職業安定所が管轄し、西多摩地区は青梅職業安定所の管下にあったが、福生受付所には多いときは約一五〇名が登録されていたという。主な事業は町道および都道の補修関係、農道関係などで、登録は必ずしも福生の住民とはかぎらなかった。昭和二四、五年頃は、この労働者が越冬資金の要求や生活資金の貸付の要望などをおかかげて、盆、暮になると集団で町議会に陳情をおこなうということもあった。しかし雇用主は東京都で、町は直接雇用関係がないが、町道工事など町の仕事をおこなっているということで、見舞金として五〇〇円程度の手当を支給したりしていた。

昭和二四〇七年頃の町は教育費や警察費に追われて、土木費はまことに少なく、土木行政はほとんどこの失業対策事業による道路の補修などが主であった。しかし昭和二七年頃になると、工事技術を覚えた者も生まれ、側溝の新設などもおこなわれるようになってきた。その後世情も安定し、失業登録人員も高齢者ではあるが固定して、側溝新設や小学校のプール新設などもおこなうようになり、一時期町の土木事業に大きく貢献していたのである。

昭和二〇年代の町行政の動き

終戦後の窮乏と混乱のなか、米軍の横田基地進駐による基地拡張整備工事などにより、町は急速に活気づいてきた。職を求めて町に移住してくる者、工事を請負った大手企業の労働者、さらに米軍人相手の女性などで町の人口も急増した。そうした状況のなかでつぎつぎと占領政策による民主化が打出され、農地改革による地主対小作の対立、教育制度改革による新制中学校の設置、自治体警察の設立など町はその対応に追われた。まさに二〇年代は福生町にとって激動の時代でもあった。

自治体警察その他特異な事柄については前述したが、ここに改めて財政の面から二〇年代の町の推移をみると、当時の行政担当者の苦悩を知ることができる。

昭和二十年

町役場職員の増、議員定数の増員などを見込んで庁舎の増築をおこなう（木造二階建約六〇坪、建築費三〇万円）。今日では考えられないことであるが、財源は横田基地拡張工事に参画していた間組、浅沼組などの大手企業の寄付金が主であった。

一〇月一日より生活保護法が制定されて町が保護事務をおこなうことになり、旧方面委員（戦前には生活困窮者の救護事務をした者の総称）にかわり民生委員制度が発足した。このため予算における厚生費はその保護費が主で

第1節 戦後の基地の町の行政（昭和20年代）

表 VI-15 昭和21年度町財政概要

昭和21年度	歳出総額 1,174,489 円	
項目	歳出額	%
役場費	676,414 円	57.6
教育費	126,287	10.8
厚生費	124,733	10.6
勸業費	40,446	3.4
警察消防費	18,402	1.6
衛生費	7,491	0.64
地方振興費	495	0.04
土木費	300	0.02
その他	179,921	15.3

特記事項

(歳入)	総額	1,431,394 円
	町税	344,244 "
	寄付金	615,698 "
	生活保護費	
	国庫補助金	94,085 "
	都補助金	12,209 "
(歳出)	役場庁舎増築費	301,000 "
	生活保護費	118,806 "
	土木費	300 "

昭和二十三年

米軍情報部の要望により、米軍提供によるアメリカの図書雑誌を中心とした図書室を、福生青年団倶楽部二階（一小前）に設置、約半年で閉鎖されるが一般に公開した。

。五月 町役場の事務機構主任制を改め、総務課、税務経済課、戸籍厚生課の三課制度に改める。
。三月 中学校敷地を牛浜地区に決定し、建設工事に着手する。

昭和二十二年

している。

ある。保護費は経費の八割を国が負担し、残りの二割を都と町で一割ずつ負担することになり、この負担金は直接町に支給された。したがって財政的には町の負担は少なかったが、新たに発足した民生委員と担当職員はその事務処理に大変だったという。なおこの事務は、昭和二十六年におこなわれた法改正により、東京都に社会福祉事務所が設立され、同二十七年より東京都へ移管された。
またこの年公職追放令により、石川真作町長と徴兵など軍に関する事務を担当した兵事係の職員が、町役場を退職

表 VI-16 昭和23年度町財政概要

昭和23年度		歳出総額 16,110,109 円	
項	目	歳 出 額	%
教 育 費		5,971,835 円	37.0
警 察 費		4,062,659	25.2
役 場 費		3,219,093	20.0
社会及労働施設費		1,184,041	7.3
産業経済費		595,090	3.7
土木費		254,278	1.6
議 会 費		160,082	1.0
保 健 費		88,618	0.6
そ の 他		574,413	3.6

特記事項

(歳入)	総 額	17,333,323 円
	町 税	9,215,876 "
	国庫補助金	
	生活保護費	937,291 "
	中学校建設費	736,136 "
	都 補 助 金	
	生活保護費	85,154 "
	警察署設置費	900,000 "
	寄付金(中学校建設)	3,294,276 "
(歳出)	中学校建設費	4,729,886 "
(社会及労働施設費には生活保護費が含まれている)		

。七月 牛浜地区に工事中の中学校校舎が完成、全面移転する。財源難のため議員を始めとする建設費寄付金で三二九万四〇〇〇円を集める。

。三月 福生町消防団発足。消防関係は戦時中より警防団として警察署の監督下にあったが、昭和二年一二月「消防組織法」が公布され、警防団は解散、新たに消防行政は各自治体の長の指揮下に入った。

昭和二十四年

。町職員は町長以下三二名。自治体警察署員は三一名。

。警察署は旧憲兵隊庁舎(本町一〇番地)を改築し四月に移転、警察消防費は町財政の三〇パーセントを占める。

。国民健康保険条例を制定し、特別会計一〇七万円をもって保険業務を開始する。

。土木費はわずか五七万円、道路修理の労務費と原料、材料費が主である。

。志茂地区区画整理の完成により一応道路はできたが、砂利敷などの土木工事はほとんど失業対策事業に依頼、町は砂利、砂、セメントなど一部資材の支給をおこなっていた。

。生活援護会の設立 町民の生活安定をはかるため本会を設立(資金一〇万円)、主食購入資金の貸出(一人三〇〇

円、七人以上最高二〇〇〇円を限度）をおこなう。

。牛浜グラウンド開設 牛浜地区の砂利採掘跡地に中学校を建設したが、同時にその一角に硬式野球ができる大グラウンドを新設した。

町は社会人野球協会と共催し、都下社会人野球大会を開催する。また秋に朝日新聞社後援による都下高校新人野球大会を開催し、新興福生町の存在を三多摩地区に大きくアピールした。

昭和二十五年

。町の職員三八名となる。役場費六五二万八〇〇〇円。

。警察消防費八四一万六〇〇〇円は教育費について多く、総予算の約二六パーセント。

。人口増により第三小学校建設（四三一万七〇〇〇円）に着手する。

。人口密集地区の本町、志茂二地区を対象に、じん芥処理班（作業員二名）を設置、申込制によりじん芥処理をおこなった。

。シャープ勧告により地方税制の改革がおこなわれ、町の税条例を改正し、税務事務の万全を期する。

。町制一〇周年記念事業として町民運動会を開催、仮装行列や町会対抗競技など盛大におこなわれた。

。町の財政は教育費、警察消防費が重点的となり、住民が要望する排水施設（道路の側溝）、あるいは防火貯水池、消防ポンプなどの多くは地元寄付金に頼らざるを得なかった。町はそれら設備のための寄付金一六六万九〇〇〇円を受け、この指定寄付を財源に事業をおこなっている。

昭和二十六年

表 VI-17 昭和26年度町財政概要

昭和26年度		歳出総額 45,927,638 円	
項	目	歳 出 額	%
教 育 費		20,090,122 円	43.7
役 場 費		7,978,002	17.3
警 察 消 防 費		7,780,851	17.0
社会及労働施設費		2,278,422	5.0
土 木 費		1,312,757	2.9
議 会 費		1,016,810	2.2
保 健 衛 生 費		927,078	2.0
産 業 経 済 費		749,585	1.6
そ の 他		3,794,011	8.3

特記事項
(歳入)

総 額	45,927,638 円
町 税	22,540,441 "
生活保護費	
国庫補助金	1,398,361 "
都 補 助 金	208,843 "
町 債	
3 小建設費	3,000,000 "
指定寄付金	1,667,000 "
(消防ポンプ・排水溝等)	
(歳出) 第3小学校建設費	16,100,381 "
(自治体警察は昭和26年10月廃止)	

円をもって一二月開設、住民福祉に大きな役割をはたす。

以上、戦後二年から二六年までの行政の動きをみると、占領政策による自治体警察の設置や、教育制度の改革などが町財政を圧迫していて、消防施設や道路整備などの事業は住民の寄付によるが多かったことがわかる。

4 米軍将兵の立入禁止問題と風紀取締条例の制定

米軍将兵と 風紀問題

昭和二〇年九月、多摩飛行場に米軍第一騎兵師団が進駐してくると間もなく、国は基地の近くに米軍人相手の慰安施設を設けたが、米側はそのような公娼制度を認めず、開設後すぐに禁止された。そし

- 。四月 加藤市蔵町長誕生する。
- 。熊川地区に建設中の第三小学校は同年一月中学校になり、第三小学校は現在の牛浜に開校される。
- 。警察法の改正により自治体警察は一〇月に国に移管される。
- 。生活保護事務も都社会福祉事務所が設立され、同二六年度かぎりですべてに移管されることとなる。

。公益質屋は本町九二番地に運転資金一〇〇万

て、本格的なダンスホールができたが、このダンスホールを中心に米軍人相手の女性が自然と集まってきた。彼女たちの多くは戦災で家や肉身を失い、横田基地へ行けば何か仕事があるということで集まってきた者が多く、その一部の者は止むを得ず米軍将兵相手となった者もいたが、当初はあまり目立った存在ではなかった。

しかし昭和二五年、朝鮮戦争がおこると、このような女性が、さらに全国各地から集まってきた。そして彼女たちに部屋を提供する「置屋」と称する貸家が建てられてきた。しかもこの事業に対して、福生以外の事業家が投資し、町内のあちこちに建てられるようになってきた。こうなってくると町の風俗は一変し、けばけばしい派手な装いの彼女たちが町中に氾濫してきた。当時置屋がどの地域に、どのような規模で散在していたか、これらの資料が残っていないため現在ではその実態はわからない。しかし、昭和二八年に刊行された中本たか子「新風俗街『ふっさ』」（高見順編『目撃者の証言』）の中に当時の町の様子について次のような記述がある。

青梅線で「たちかわ」から七つ目の「ふっさ」駅に下りる。こゝ福生町は世帯数三千あまり、人口一万数千人ぐらいであるが、すでに四百人ちかい夜の女たちがすみついて、夕ともなれば近隣の農村に宿をもつ女たちまで、あつまってきた、七百人ぐらいになるという

家のまわりにはたくさんのおとんと枕が干してあるのに家の中はひっそりとして人気がない。そして家のなかには小部屋がいくつもある。この昼間は得体の知れぬ家——ショート・タイムの家は、この福生町で三十軒もあるという事だが（略）

これは昭和二六、七年頃の福生の風景であり、ショート・タイムの家とは、いわゆる「置屋」と称する家の事である。

表 VI-18 駐留軍基地周辺散娼数一覧表
(抜粋) (昭和28年5月)

東京都	地名	(洋娼) ^A	(街娼) ^B	(その他の散娼) ^C	計	駐留軍施設の有無	売春等取締条例の有無
東京都旧区	八王子市	二、四七〇	七二〇	二、〇五〇	五、二四〇	+	+
立川市	府中市	一、一五〇	—	五〇	一、一五〇	+	+
福生町	昭和田町	一、二〇〇	—	—	一、二〇〇	+	+
昭和田町	北多摩郡	五〇〇	—	—	五〇〇	+	+
昭和田町	西多摩郡	三〇〇	—	—	三〇〇	+	+
北多摩郡	西多摩郡	二〇〇	—	五〇	二五〇	+	+
西多摩郡	南多摩郡	一五〇	—	—	一五〇	+	+
南多摩郡		一〇〇	—	—	一〇〇	+	+

駐留軍施設所在の有無および売春等取締条例
 施行の有無については、
 有は(+)、無は(-)であらわす。
 (厚生省公衆衛生局防疫課より)

その頃の福生町における米軍人相手の女性の実数は四〇〇名とも五〇〇名ともいわれているが、確かな数字はよくわからない。しかし、二八年の厚生省公衆衛生局による統計が、吉見周子「売娼の社会史」(『歴史公論一〇四』昭和五九年七月号)に一覧表で示されているので、その中から東京都にかかわる部分を抜粋する。

また当時警察などの要請により性病予防対策のために福生病院において、彼女たちの自主的な参加を求めて、週一回性病の検診をおこなっている。昭和二七年の町の「事務報告書」に記載されている検診に関する記録から要約して掲載しておく。

一 昭和二七年一月—二月 受診者数 一万〇〇四七名

一月平均八三七名 一日平均二〇九名（月四回とす）

一もっとも多い月 一月 一三六三名 一日三二九名（"）

一もっとも少ない月 十二月 一一一名 一日二八名（"）

この検診はあくまで自主的な参加を求めているもので、この記録から彼女たちの実数を推測することは困難であるが、開始当初の一月の一日平均三二九名という数は、当時の実態を多少推測することができる。

このように当時は敗戦下の基地の町特有の混乱した状況であった。一部住民の経済活動は彼女たちとかわりを持つことによって成り立ち、その存在を認めざるを得ない立場の人々もいたが、多くは青少年の教育上好ましくないとして、町の浄化を願う声が多くなり、町はその対策に苦慮していた。

しかし昭和二七年四月に講和条約が発効されると、警察もこの基地の町福生の実態を憂い、青少年の不良化防止対策を中心に、同年五月九日、福生地区警察は国家警察、東京都警察隊長とともに福生地区管内の町村長、学校長、PTA会長などを集め、町の浄化対策について懇談している。

一方、そのときの横田基地のフレッド・D・ステイバー司官は「アメリカ兵が日本の女性を抱いて街を歩いているのはまことに醜い姿で、日米親善のためにはマイナスになってもプラスにはならない。少くともこの基地のある福生町だけはきれいな、清潔な美しい町になってもらいたい」と町の浄化を要望されていた（山下貢通訳談）。

以上終戦後の混乱期昭和二五年から二七年ころの街の風景である。

町の浄化対策

こうした町の混乱した風俗に対し米軍横田基地司令官は二七年九月二日、福生地区一帯への米軍人の立入禁止令を出した。当時店舗などを指定して局部的な立入禁止はあったが、このような地域全域の

禁止令は初めてで、米軍人を通じて繁栄していた商店街は灯が消えたようになった。そこで森田町長は町自体の大きな問題として、議会と一緒にこの問題の対策に当った。そして町は警察、議会、その他各種団体と協議を重ねた結果、次のような結論に達した。これについて福生新聞（昭二七・九・二〇）は次のように報じている。

福生町議会浄化対策委員会 対策結論成る

森田町長は九月十六日浄化対策委員会を午前八時より開き、去る九月以来数次に渉る小委員会及公聴会等の意見を参酌し街娼婦問題の対策が成ったので特に警察側より島岡署長の臨席のもとに委員会では左の成案の承認を求め更に翌十八日森田町長正副議長は基地軍司令官を訪問、町の街娼婦問題の対策を説明、駐留軍立入禁止の解除方を懇請することになった。（中略）

応急対策

一 風紀取締の方策

風紀並教育上の影響を重視し左の事項について特に強力なる実施を期する、尚都条例で不充分の点がある場合は町条例を制定しこれが取締の完璧を期する。

- 1 街娼婦の街頭における徘徊、同伴、勧誘等の禁止
- 2 外部から見られる場所で風紀を紊す行為の絶対禁止
- 3 学校、役場、警察署、駅等の周辺一帯の地域内における浄化の徹底（略）

このような対策の結果、町は福生駅の東側の一部にホテルおよび飲食店などの繁華街を設け、この地区以外の置屋



図 VI-5 福生駅東口（昭和27年1月）（田村嘉家蔵）

に類するものはすべて徹底的に取締ることを決めた。そして毎夜のようにPTA、その他各種団体の代表が参加して小型トラックに乗り込み、街の浄化を叫び、街ぐるみ浄化運動を展開した。その結果一〇月に立入禁止令は一応解除されたが、その後も状況に応じて二日、三日という短期間の立入禁止令がときどき発令された。

風紀取締条例の制定

たび重なる立入禁止令に対し、町はさらに検討を重ねた結果、町議会は次のような決議をおこなうと同時に、都下で初めての風紀取締条例を制定し、各種団体とともに町の浄化対策に当った。

今般制定の福生風紀取締条例については公正妥当な取締を警察当局に要望すると共に本条例制定の趣旨に鑑み浄化啓蒙運動を推進し之が取締と相俟って所期の目的達成に遺憾なきを期するものであり、いやくも今後意見の対立を来すが如きのないよう飽くまで全員一致取締当局に協力するものである。

右決議する。

昭和二十八年十一月十三日

福生町議会協議会

福生町風紀取締条例（昭和二十八年福生町条例第十号）

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 前条の目的を達するため福生町は東京都売春等取締条例（昭和二十四年東京都条例第五十八号）により風紀取締を行う他この条例の定めるところによる。

第三条 売春を行う者と認められる者に貸間、貸室、又は貸家をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 駅、公園、路上其の他公衆の目に触れるような所において公衆に嫌悪の情を催させるような仕方で接吻、抱擁等の行為をした者は拘留又は過料に処する。

第五条 売春を行うことを目的として売春を行う者と認められる者と同伴外出した者は二千元以下の罰金又は拘留に処する。

第六条 旅館、飲食店、カフェー、バー、キャバレー、ダンスホール其の他接客を業とするものであってその使用する婦女子に売春をさせた者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

付則

この条例は昭和二十八年十一月五日から施行する

この条例は当時の基地の街の異常な風俗を如実に物語っている。ショートパンツ姿で平然と米兵と手を組み戯れながら歩く姿は町民をして「海水浴場みたい」と嘆息させ、基地司令官も「まことに好ましくない姿である」と慨嘆していたという。そうした背景からこの条例が生まれた。しかもすでに東京都売春等取締条例が公布されているにもかかわらず、さらにこのように具体的に指摘した条例を公布せざるを得なかったということは、当時いかにその対策に苦慮していたかがうかがえる。

その結果、次第に置屋もハウス（米軍人家族用貸家）に転化し、立入禁止令も完全に解除された。そして逆に米軍人家族の散歩する姿が増え、健康で明るい町になった。

混血児収容施設

「福生ホーム」

昭和二七年福生町長に対し、横田基地司令官より「福生地区の混血児の救済のために、収容施設「福生ホーム」の建設資金の募金をおこなっているのので、是非、町で建設してほしい」という申入れがあり、しかも「町で建設する場合、横田基地の将兵はその資金の三分の二を負担します」ということであった。しかし町長の収容施設を造るということに対しては議会側に難色があった。このため森田町長は町議会の厚生委員でもあり婦人会会長でもあった鮎沢美代子議員を中心に議会内の有志を募り、日米合同委員会を設立した。そして種々協議の結果、多摩河原付近の荒地二〇〇坪の敷地に建設費二六〇万円で約七〇坪の建物を建設し、二八年七月四日の米国独立記念日に混血児収容施設「福生ホーム」を開園した。日本側も婦人会などが中心となり、資金を集めたが非常に少額であり、建設資金やその後の運営費の大半は米軍将兵の募金によりまかなわれた。この施設も収容人員延べ五〇名、養子縁組三六組などの実績を残してわずか三か年で閉鎖された。その後この建物は一時警察の独身寮に利用されたこともあったが、今はこの付近一帯に市民プールができ、その面影もない。

米軍人の福生町への立入禁止問題で、町がその対策に苦慮しているときではあったが、米軍将兵の善意を受けて森田幸造町長は、個人として議員の有志とともに福生ホームを設立、日米親善に大きな橋渡しをした。やがて立入禁止問題も解決し、福生ホームも姿を消したが、基地の街福生にとって忘れることのできない戦後史の一コマである。

第二節 都市化への促進

1 町づくりへの歩み

昭和二七、八 昭和二七年四月、対日平和・日米安保両条約が発効し、わが国も独立国家として歩み始めた。その年の町の行政で町が戦後の窮乏と混乱期を乗り越えて、新しい町づくりに歩み出したのも、同じく二七年のことである。この年から自治体警察の廃止により土木費が増加され、上水道事業が開始された。そして二八年には事務機構を改善し、町営住宅や、汚水処理場の建設などがおこなわれ、本格的な町づくりが開始される。森田幸造町長第二年目のことである。

昭和二七年

- 。七月 加藤市蔵町長、病気のため職を辞し、森田幸造町長が誕生。
- 。自治体警察の廃止や生活保護事務の都への移管などにより町独自の事業がおこなえるようになる。
- 。上水道事業特別会計（国、都支出金各六〇万円、町債一二〇万円、繰入金三〇万円）を設置し、二か年計画で上水道施設設置を議決、事業に着手する。
- 。汚物清掃手数料条例制定（実施地域本町、志茂二、牛浜二）。
- 。尿処理（業者委託）、じん芥処理（直営）事業開始。



図 VI-6 役場屋上より横田基地方面を望む（昭和24年頃）
（右端の白い建物は農業協同組合，左端の白い建物は武陽信用組合）

昭和二八年

。米軍人の立入禁止問題に対処するため町独自の「風紀取締条例」を制定（一一月）

。六月 事務機構を大幅に改善し、総務、税務、民生、産業、建設の五課制とする。建設課で土木、水道、建築、上水道、都市計画に関する事務を担当するため、専門の技師一名（主として水道事務を担当）を採用する。

。公営住宅法により国庫補助金四二〇万五〇〇〇円、都補助金二一〇万二〇〇〇円、起債一一五〇万円を受け、町営住宅一五戸（建設費一〇一七万九〇〇〇円）の建設をおこなう。予算は社会および労働施設費に組まれている。

。汚物処理場第一期工事（建設費二四九万七〇〇〇円）に着手。

ハウスブー 昭和二八年の風紀取締条例などの制定により、基地の街ムおこる 特有の風景も一掃され、代わって米軍家族を対象とした

ハウス建設が盛んになってくる。

当時の状況が都市計画協会の機関誌『新都市』に次のように描かれている。

基地の面積約二八〇ヘクタール（福生町分）、更にその周辺のハウス二千戸でしめる面積を合せると、町の $\frac{1}{2}$ に近い面積は基地関係でしめられ、その残りの居住可能面積、約四〇〇ヘクタールに人口

三万人が居住している。従って人口密度は町としては非常に高く、その為行政の面でもいろんな施策が要求されています。併しいったい吾が町の人口は、実際には何万人なのか成程登録された住民は三万人でも、それでは基地外にあるハウスの米軍人家族の数、いや基地も含めた実際の米軍人を含めた居住人員は……となるとなかなかはっきりしない。實在人口四万八千とも云い、五万とも云う。

米軍人だからと云って町の行政の全然別々ではない。基地外ハウスからは勿論民間所有だから固定資産税は徴収出来るが、居住者は米軍人家族である以上町民税の対象とはならない。しかし、基地外については水道の水は供給しなければならない。その周辺の道路も改修しなければならない。道路が悪くて車が動かない。至急改修してほしい。吾々もロードタックスを納めている。しかしガソリン税は国、自動車税は都へ入ってしまった町には予算がないのです。出来ません。一時はこんな応待に困った事もあったが、最近は何年にも一路線程度防衛施設庁でも道路改修の補助を出してくれるので、基地へ通ずる道路は徐々に整備されてきました。

上水道事業も昭和二七年に簡易水道として開始、昭和三十一年に上水道事業の認可を得てから、既に第三期拡張工事に入り、現在九五%の普及率ですが、ハウス等の関係で町の人口より給水人口の方が多くなってしまう。

（橋本孝蔵「おらがまち福生」『新都市』昭和四〇年十一月号）

このハウズブームは行政にとっては固定資産税の増収以外にあまり利点はなかった。逆に公共下水道のないこの街に水洗便所ができ、その汚水の処理は業者が当たっているが、汚水の不法投棄の問題や地下浸透による井戸水の汚染などがおこり、行政はむしろそれらの対策に追われる状態であった。

熊川汚物処 理場の建設

戦後横田基地をかかえて急速に発展してきた町にとってもっとも深刻な問題は汚物処理であった。かつては農家への肥料還元という方法で業者により処理されていたが、農家の減少によりその処理は次第に行詰ってきた。一方下水道のない町に米軍将兵関係の水洗式便所の家屋が建設され、その多くが貯留槽による汲取方式をとっていたため、業者は近村に砂利穴や山林を求めて捨場にするなど、し尿処理問題は次第に難しくなっていた。

こうした状況のなかで、森田町長は昭和二八年に起債二〇〇万円の許可を得て、その汚物処理場建設に取組んだ。そしてさらに検討した結果、二か年事業として六〇〇万円で、つぎのような処理場を建設した。これについて三一年四月五日付の「福生新聞」は、つぎのように報じている。

福生町御自慢の日本一の汚水処理場落成

福生町熊川地内多摩川河原に敷地二八〇坪総工費六〇〇万円で竹中工務店が請負、昭和二十九年第一期工事とし、第二期工事は三十年九月着工、去る三月末竣工した汚水処分場は福生町御自慢の日本一のものである。この汚水処分場の建設に当っては東京都清掃本部の指導によるもので、従来あるものは全国に十ヶ所あるが、之等は皆加熱式の浄化槽であるため、浄化するのに経費が福生の場合より三倍もかゝるという。福生の浄化方法は（略）活性汚泥法という新しい式で経費は加熱式よりぐんとかゝらず新しい方式で（略）

しかし実際に稼動を始めると臭気の問題をはじめ適切な管理運営が難しく、故障が多かった。したがってこの施設もときどき修理をおこないながら西多摩衛生組合の処理場ができるまで細々と稼動していたが、現在はその面影もまったくなく、市民の憩いの場所（熊川南公園）になっている。しかしこの熊川汚物処理場は当時の町政運営の理事者

や議会が直面した、急速に都市化する基地の街の苦労を物語るものであった。

栄通りの貫通

都市計画街路Ⅱ・2・1という栄通りは、志茂地区区画整理により一応福生地区は完成したが、元来本路線は新奥多摩街道として熊川地区から福生・羽村に結び、将来の幹線街路として計画されたものである。したがって奥多摩街道に結びつけることによりはじめて都道としての認定が得られる。そこで町では東京都の補助を得て、昭和二九、三〇年の二か年で用地を確保、さらに三年に国と都の補助金を得て玉川上水にかかる福生橋を建設、五日市線の踏切や熊川駅舎の問題などがあり貫通までには時間がかかったが、その後正式に都道に認定され、三七年ころまでには都施行で現在のように整備された。

町づくりを目指す森田町長は、昭和三一年四月に従来の建設課を土木、水道の二課に分け、はじめて土木技師一人を採用するなど積極的に都市計画事業に取り組みはじめる。しかし同年七月の町長選挙の結果、森田町長の再選はならず、新たに秋山誠一町長が誕生した。

栄通りの貫通により福生町役場周辺は、電信電話公社（現NTT）、福生郵便局などの進出があり、町のビジネスの中心となってきた。

新しい街づくりにへの模索

昭和三一年（一九五六）国は首都圏整備法を制定し、東京周辺に市街地開発区域を設定すべく検討を始めた。このことは都下三多摩地区の各市町村に大きな希望を与え、町も基地依存体質から脱皮べく議会に首都圏整備法の研究会を設け、その対策に当った。その概要はつぎのとおりである。

昭和三二年六月の首都圏整備法研究委員会（議員九名で構成）でつぎのような事項が論議されている。

一 立川市より立川都市計画の区域の町村に対し、市街地開発指定の運動の呼びかけがあった。



図 VI-7 広場工事着工前の駅前通り

一 一方六月一日、青梅市より首都圏整備法説明会への出席要請があり町長出席。その席で青梅市より、青梅・羽村・福生の三町で、市街地開発指定の陳情についての要請があった。

一 以上の立川市・青梅市の要請に対しまだあまり積極的な意見はなく、まず福生・羽村・瑞穂の三町の都市計画を進めて、三町の意見を取りまとめることが先決である。

など種々論議されている。まだ三町の都市計画も確立していない段階であり、市街地開発の構想は基地を抱えている福生としては難しい問題であった。

そこで町は、まず既存の立川都市計画より独立し、福生・羽村・瑞穂の三町で福生都市計画として独立をする案が東京都より提示されたので、この線にそって都市計画事業を進めることが必要であるという結論であった。

福生駅前広場の築造 この駅前広場は、戦前の立川都市計画ですでに四〇〇〇平方メートルの広さで計画決定されていた。しかし農村から

急に基地の街として都市化してきたとはいえ、まだまだ近郊の小さな町、四〇〇〇平方メートルという広大な広場は到底考えられず、種々検討した結果八四〇平方メートルに縮小し、都の補助を得て昭和三三、四年度の二年で完成した。それでも当時とすると総事業費一二〇万八〇〇〇円、都補助三〇〇万円の大事業であった。



図 VI-8 福生駅前広場（昭和 35 年完成）

この駅前広場の当時の状況は『福生不動尊由来記―福生市本町の歴史―』に基づきのように描かれている。

現在では非常に狭く感じますが、当時としては、バスも増発され、住民から大いに歓迎されました。しかも、青梅線沿線の駅で、駅前広場が出来たのは福生が最初で、それほど福生は、戦後、急速に発展をとげつつありました。駅前広場が出来ると、スーパーマルフジがその角に出来ました。これは福生でのスーパーの第一号です。初めはスーパー形式の買物に馴染まず戸惑いもありましたが、それがたちまちのうちに福生の消費者と商店に大きな変化を与えるほどに浸透してきました。

そして、昭和三六年には、青梅線が福生まで複線になり、東京駅直通も増発され、更に、新橋、永田橋の完成により、駅前通り（都道・五日市―所沢線）は、草花、平井方面へ直線で結ばれるようになり、バスも増発されてきました。このように、福生駅前広場は文字通り、青梅・羽村・瑞穂・平井・五日市・秋川・拝島・立川の各方面へ通ずるバスの拠点となり、駅前商店街の開発に大きな役割を果たしてきました。

2 福生都市計画の独立と市街地開発区域の指定

首都圏整備法と

市街地開発区域

青梅線福生駅から羽村・小作・河辺にわたる青梅線東部の一帯は膨大な農地と武蔵野の原野で、この地区一帯に市街地開発区域の指定を受けようと昭和三三年頃から青梅市・羽村町が中心になって運動がおこる。福生町もやや遅れたが、同三五年瀬古町長誕生と同時に、町の北部、加美、武蔵野地区を一帯とした区域の指定を受けるべく、その運動に参加した。すでに国の首都圏整備委員会も日本住宅公団とともに基本的な調査に入り、この地区の指定について検討を始めていた。

一方町村合併促進法により都下各市町も各々規模に応じて町村合併がおこなわれ、西多摩地区においても都の計画案どおり進んでいた。しかし福生・羽村・瑞穂の三町の合併問題は、瑞穂町が埼玉県の元狭山との合併を進めているため中断され、逆に青梅・羽村・福生を結ぶ市街地開発地域の指定問題が急速に進展してきた。

福生都市計画

案まとまる

昭和三二年一二月、福生町は立川都市計画区域より独立し、新しく福生・羽村・瑞穂の三町で福生都市計画を構成することになり、以来東京都の指導のもとに計画案の作成に着手してきたが、同時に市街地開発区域指定の案件もあり、同三五年八月、町は都市計画課を新設し、本格的に本事業に力を入れはじめた。そして翌三六年六月福生都市計画案を作成し、「福生町広報」で次のように発表した。

『躍進』福生町の都市計画案決る 都市計画路線縦横に

私達の町は昭和十四年十二月以来立川都市計画区域に含まれてきましたが、昭和三十二年十二月に羽村町及び瑞穂町とともに福生都市計画区域として独立し、漸く近日中に三町の区域にわたり新しい都市計画が決定されることになりました。

「構想」

私達の町は、従来基地の町として独立した形態でしたが、今回羽村、青梅を含めた首都圏による市街地開発区域の構想をもちこんだ新しい都市として住宅団地・工業団地の造成を行い、それに関連した街路を整備して町の産業を振興し経済力をあげることを目的としております。

「街路の計画」

町の発展の第一の役割をするのが街路ですが、私達の町は曲折した狭い道路に住宅とか商店が出来ている所が大部分なので、これを都市計画的に開発された住宅地らしく機動性のある街路を造ることが必要とされ、今後はバイパス道路と称する迂回道路を造って町を通過する車を分離するよう計画されていますので図をよく御覧下さい。(略)

今回計画された街路は十四本、駅前広場二ヶ所で、主なものは一・三・一街路が巾員二五米、延長二、五六〇米、従来の一・三・二街路が二・二・一となり、巾員が十五米から二十米、延長四、四〇〇米、その他福生駅前通りの十六米等ですが、青梅線東側の街路は、主として新市街地開発の為の街路となっております。

「用途地域の指定」

将来の市街地を計画的に発展させ住居、商業、工業の各用途に応じた秩序ある市街地にするための制度です。これは土地利用上より、建築物の用途を統制することで、例えば住居、商業地域では、工場は建てられず、工業地域では、劇場、料理店、病院、旅館は建てられません。(中略)

今回の改訂に当っては、商業地区も大幅に拡大されましたが、同時に準防火地域が新しく設定され、商業地区は全て準防火地域になっております。

第2節 都市化への促進

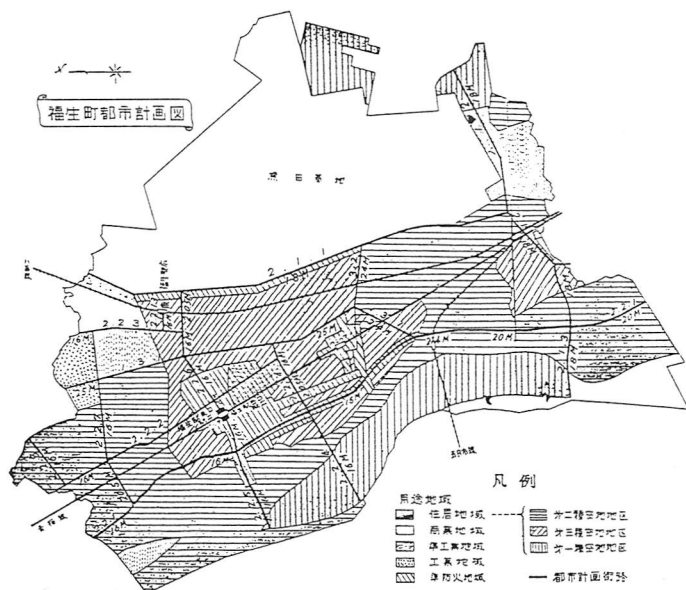


図 VI-9 福生町都市計画図

表 VI-19 用途地域（空地地区）別の面積比較表

用途地域（空地地区）別の面積比較表			
区 分	今	迄	案
商業地域	18.30 ha		36.00 ha
工業地域			18.00
準工業地域	48.00		48.00
住居地域	669.70		606.00
空地第一種	290.00		113.00
〃 第二種	325.00		320.00
〃 第三種	54.70		161.00
準防火地域			12.00
無指定地域	299.00		327.00
計	1,035.00		1,035.00

又空地についても一種は田だけとなり、建蔽率は総体にかかるくなっています。

「公園緑地」

私達の生活環境においては自然に親しむことは欠くことのできないことです。

町が市街化され、人口が増加すればする程自然に親しむことが痛切に考えられ、更に児童の遊び場所、青

少年の運動場等が必要になります。

そこで私達の町にはこれと云った景勝地はありませんが幸い多摩川がありますから、将来この沿岸を整備して町民のリクリエーション施設とするよう計画されており、その他児童の遊園地的な公園等が設定されております。

公園 五ヶ所 六・一二ヘクタール

緑地 二ヶ所 四四・九五ヘクタール

以上の通り今回新しく決定されますが、町としてもこの計画にそって区画整理の実施等により街路、公園等を年次計画を立て、実施することになりますから新しい町造りに御協力願います。

3 新都市建設公社と区画整理事業

新都市建設公社の設立

東京都は市街地開発区域指定がほぼ確定となった昭和三五年末に、青梅・羽村・福生をはじめ日野地区・町田地区の關係市町と共同して新都市建設公社の設立を計画、翌三六年三月關係市町の合意を得て、次のとおり協定を結び、同年七月二〇日に財団法人新都市建設公社を設立した。

財団法人東京都新都市建設公社設立に関する協定

東京都（以下「都」という）と八王子市、青梅市、町田市、福生町、羽村町及び日野町（以下「關係市町」という）は、財団法人東京都新都市建設公社の設立に関し、次のとおり協定する。

（公社の設立）

第一条 都及び關係市町は、首都圏整備構想に基き、新都市の総合的建設を促進し、首都の秩序ある発展を図る

ため、財団法人東京都新都建設公社（以下「公社」という）を設立するものとする。

2 公社の設立時期は、都知事及び関係市町長が協議して定めるものとする。

（出えん金）

第二条 都及び関係市町は、公社の基本財産として、次のとおり出えんするものとする。

東京都 金一千万円

八王子市・青梅市・町田市・福生町・羽村町・日野町各金五十万円

第三条（略）

（事業計画）

第四条 都及び関係市町並びに公社は、第三条の事業区域において、首都圏整備計画及び都市計画に基づき、昭和五十年を最終目標年度として新都市を建設するものとし、さしあたり昭和四十年を目途とする事業計画を作成するものとする。

2 関係市町は、第三条の事業区域において土地区画整理事業及び下水道事業を施行するものとし、前項の事業計画に基づき、その実施を公社に委託し、公社は、これを受託するものとする。

3 公社は、第一項の事業計画に基づき、工業用地及び住宅用地を取得し、造成し、及び処分することができるものとする。

4 （略）

5 公社は、新都市建設に関し必要があるときは、第二項及び第三項の事業以外の事業についてもこれを行う。

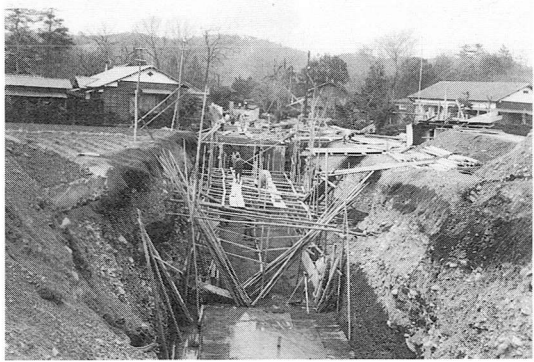


図 VI-10 青梅・羽村・福生都市下水道工事
(第4小学校前道路)

(略)

都市下水路組
合とその事業

首都圏整備法による市街地開発区域に指定されるに当たり、昭和三五年一月、首都圏整備委員会、東京都、日本住宅公団および関係市町で、市街地開発における立地条件の基本的な整備事項の一つであった工業排水施設について協議し、事務処理のため一部事務組合を設置する必要性に迫られ、関係市町はこの件について数回にわたり協議を重ねた。

特に福生町は下水路の末端にあるので種々検討した結果、次の条件を組合に提示し交渉を重ねた。

- 一 都市下水路には絶対に汚水を流さないこと
- 一 公共下水道を早急に設置すること
- 一 福生地区内は暗渠とし上部は道路とすること

一 費用負担は最低額とすること

結局組合側は右条件を承諾、さらに費用負担は青梅市五〇パーセント、羽村町四五パーセント、福生町五パーセントで妥結し、昭和三六年五月、都知事の許可を得て組合が設立され、ただちに工事を新都市建設公社に委託した。

これにより公社はまず加美地区より工事に着手した。これは公社設立第一号の工事であった。この下水路は旧国鉄砂利線(通称)の現第四小学校前道路から奥多摩街道、玉川上水を通りかに坂公園下の多摩川に至るルートで、この



図 VI-11 進行する加美平地区区画整理事業
(福生病院屋上より) (橋本孝蔵家蔵)

路面より約五、六メートル下の処に三メートル×三メートルの暗渠を構築するもので大変な難工事だった。

昭和五〇年ころ、青梅・羽村から福生加美地区一帯が開発され、工場排水ばかりでなく一般家庭の雑排水も下水路に流れ込み、福生地区内の多摩川の水は極度に汚染され、アユやハヤなどの魚も生息できない状態になり、関係者はその対策に苦慮してきた。平成四年ころになり、多摩川流域下水路事業の完成により、各地区の公共下水道も普及し

次第に汚水は排除され、同時に東京都も多摩川の福生地区への流量を増やすようになり、ようやく清流が蘇^{よみがえ}ってきている。

加美平地区区画整理事業

福生町は市街地開発区域の指定により、加美・武蔵野地区の区画整理をおこなうために東京都新都市建設公

社に委託、公社は昭和三七年四月より基本調査をおこないながら、公共用地、住宅および工業団地造成のための用地買収などについて各町会ごとに説明会を開催し、協力を依頼した。

また同年一〇月には区画整理事業の計画案を発表した。計画案の要旨は次のとおりである。

福生都市計画福生加美平土地区画整理事業計画案の要点

第一施行地区

一 施行地区の位置

この地区は福生町の北端部に位し、国鉄青梅線の福生駅より

羽村駅に至る両側の平担地で、東西約八五〇米南北約九〇〇米に亘る面積約六六ヘクタール（約二〇万坪）の区域である。

一 減歩率 平均二四・八%

（以下略 土地の新旧対照表および計画図は後掲）

これに対し青梅線西側地区住民、特に都道計画路線周辺の住民を中心に、次のような反対の陳情が出された。その反対の趣旨は

一 青梅線西側地区は除外してほしい

一 都道は用地買収方式でおこなうこと

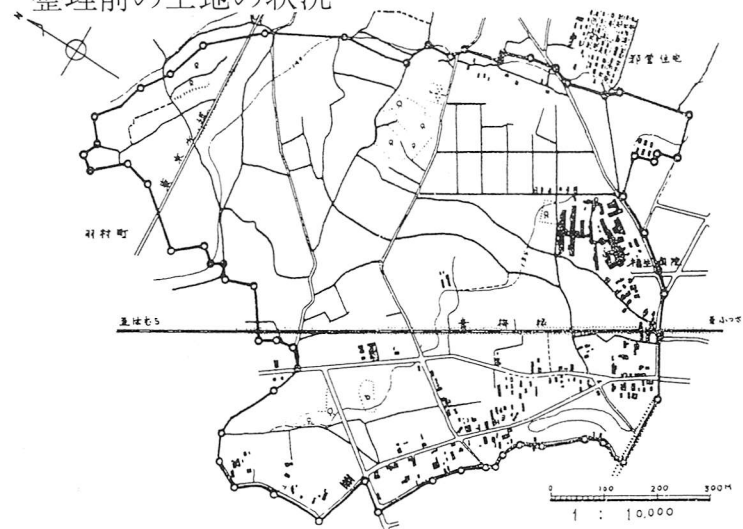
一 減歩率の軽減

などであった。

この反対の陳情が出されると、福生町議会は担当委員会において現地調査や関係者の意見を聞くなどの調査をおこない、さらに全員協議会で検討された。同時に施行者も地元権利者の了解を得るべく努力を重ねてきた。

このような経過をたどりながら、昭和三七年一月二月には「区画整理事業施行規程」が福生町議会で議決され、翌三年二月に事業計画の縦覧がおこなわれた。これに対し反対者側から反対の意見書が東京都都市計画審議会に提出され、都で審議し同年一月二十六日、加美平区画整理事業は建設大臣から認可された。そこで町は新都市建設公社に事業の執行を委託し、賛成者の多い東側地区から工事に着手した。そして昭和四〇年一月には仮換地の指定をおこない、さらに西側地区についても同四二年六月に仮換地の縦覧をおこない、着々と工事を進めていった。しかしその後

整理前の土地の状況



整理後の土地の状況

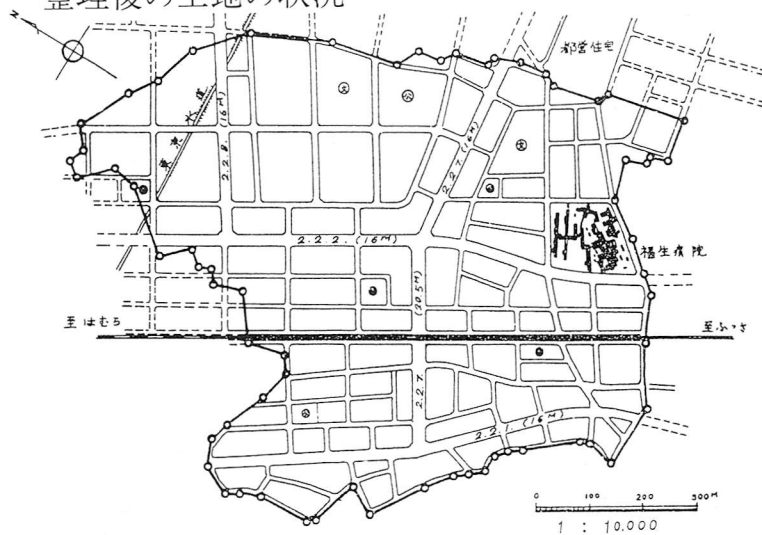


図 VI-12 加美平区画整理前後の土地の状況

表 VI-20 加美平地区土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後	
			地積 (m ²)	割合(%)	筆 数	地積 (m ²)	割合(%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路 計	32,790.20	4.88	2	0	0
			32,790.20	4.88	2	0	0
	地 方 公 有 地	道 路 公 園 計	15,617.66	2.33	128	143,011.72	21.32
						20,658.46	3.08
			15,617.66	2.33	128	163,670.18	24.40
合 計		48,407.86	7.21	130	163,670.18	24.40	
宅 地	民 有 地	畑	314,975.06	46.95	576	470,760.77	70.17
		宅 地	181,435.79	27.05	473		
		墓 地	97.00	0.01	3		
		水 道 用 地	12,866.61	1.92	21		
		山 林	22,593.00	3.37	81		
		雑 種 地	1,496.00	0.22	6		
		原 野	3,679.51	0.55	8		
		公 衆 用 道 路	171.69	0.03	4		
		計	537,314.66	80.10	1,172		
	国 有 地	企 業 用 財 産 計	3,383.00 3,383.00	0.50 0.50	5 5		
		準有 国地	日本国有鉄道用地 計	9,371.32	1.40	90	
9,371.32				1.40	90		
合 計		550,068.98	82.00	1,267	470,760.77	70.17	
保 測 総	留 地 量 増 減 計		72,368.04 670,844.88	10.79 100.00	 1,397	36,413.93 670,844.88	5.43 100.00

一部訴訟にまで発展したこともあり、権利者も理事者も互いに打開の道を求めて努力を重ねてきた。同五二年一月二〇日円満に和解が成立し、最後に残されたⅡ・2・1 街路（栄通り）と立体交差の工事に着工し、五年一月換地処分公告をおこない、十数年にわたる難事業は完了した。この事業の竣工記念誌に当時の石川市長は次のようなあいさつを載せており、末尾に

は一七年の歲月のお互いの労苦を物語るようにむすびの文が載っている。

あいさつ

福生加美平土地区画整理事業の推進にあたりましては、権利者各位、東京都、市議会、その他関係行政機関の深いご理解とご協力をいただき、ここに竣功できましたことを心からお礼申しあげます。

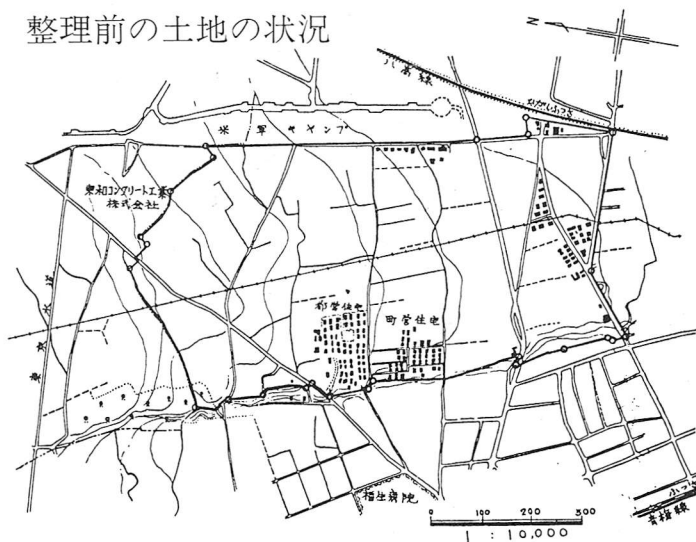
本事業は字加美と字奈賀及び字武蔵野の各一部地積約六七ヘクタールの区域であります。主として農業地帯として発達してまいりましたが経済成長の急速な伸びによって、この地区も年々宅地開発が進み、昭和三七年首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、以来一七年の歲月と一六億余円の費用と六〇〇名を越える権利者各位の理解と協力、さらに区画整理審議会委員、評価員各位の熱心な御審議をいただき、幾多の難関を打開することができ、小中学校の建設さらに八ヶ所の公園も完成し、近代社会生活に適した環境のもとに急速に住宅地域として発展しつつあります。これも皆様方のご協力によるものと心から敬意を表する次第でございます。又この事業に対し御支援賜りました東京都並びに施工にあたられた東京都新都市建設公社に対しても心から謝意を申し上げます。

福生市長 石川常太郎

むすび

一七年年有余にわたる福生加美平地区の土地区画整理事業のすべてが終った。この事業も広い東京ではほんの一部であつたろうし、また一般には気付かれる人も少なかったかもしれない。

整理前の土地の状況



整理後の土地の状況

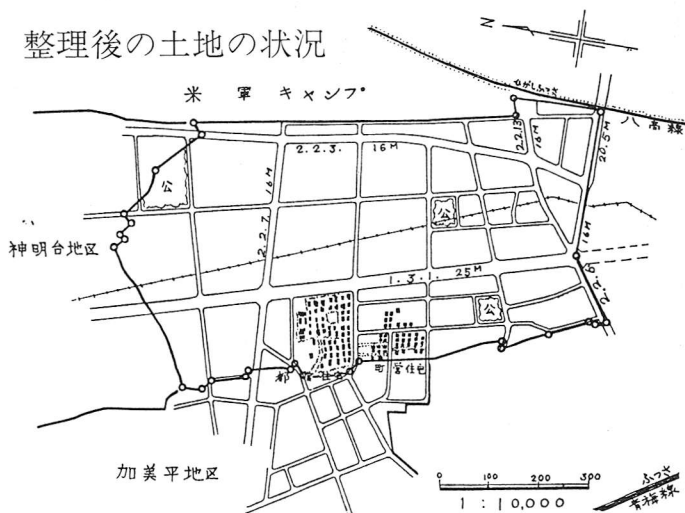


図 VI-13 武蔵野台区画整理前後の土地の状況

第2節 都市化への促進

表 VI-21 武蔵野台地区土地の種目別施行前後対照表

種目			施行前			施行後	
			地積 (m ²)	割合 (%)	筆数	地積 (m ²)	割合 (%)
公共用地	国有地	道路計	18,765.42	4.39	1		
			18,765.42	4.39	1		
	団体所有 公有地	道路公園計	7,215.97	1.69	67	93,960.00	21.99
						12,822.43	3.00
			7,215.97	1.69	67	106,782.43	24.99
合計		25,981.39	6.08	68	106,782.43	24.99	
宅地	民有地	畑地 山林 雑種地 道路計	234,505.52	54.87	270	272,689.42	63.81
			66,580.27	15.58	176		
			8,666.00	2.03	26		
			826.61	0.20	8		
			99.00	0.02	3		
			310,677.40	72.70	483	272,689.42	63.81
	国有地	企業用財産計	34,529.61	8.08	35	28,232.88	6.61
			34,529.61	8.08	35	28,232.88	6.61
	準国有地	日本国有鉄道用地計	829.82	0.19	9	185.42	0.04
			829.82	0.19	9	185.42	0.04
			合計		346,036.83	80.97	529
	保測総	留量地増計				19,470.31	4.55
			55,342.24	12.95			
427,360.46			100.00	595	427,360.46	100.00	

しかし、地元の権利者にしてみれば、かけがえのない貴重な財産にかかわる一大事であった。それゆえ施行者にとっても緊張の連続であった。

この間、いろいろな不安や障害を乗り越え、ついに「新しい街並」を誕生させた権利者の方々に、心から賞賛の拍手を送りたい。

この事業により地区内に第六小学校、第二中学校および運動場一か所、公園五か所が設置され、東京都住宅供給公社により加美平団地も建設された。

武蔵野台区 画整理事業

事業計画は加美平と同時に決定され、準備の都合で昭和三九年八月に認可された。この地区には小宅地の分譲住宅地（三五〇坪）があり、この人々から反対の陳情が出されたが、事業が進むにつれて理解され、加美平地区より遅れて着工したが、昭和四五年六月には完了した。減歩率は二三・八九パーセントであった。土地の施行前後対照表は表VI—21のとおりである。

4 その他の行政

福生町営と 場の開設

町には明治末期に当時の村の有志による「と畜場」が現在の本町第七町会の地区（当時、山林地帯）に開設されていた。昭和一四年に個人の経営となったが、三多摩地区に数少ない事業で畜産振興に大きな役割を果たしてきた。

しかし戦後急速に都市化が進むにつれて環境衛生上種々問題がおこり、このため付近住民や関係者から適切な場所へ、町営と場として建設するよう陳情があった。これをうけて町議会は、三多摩地区に数少ない畜産振興の貴重な施設として、この事業を引継ぎ「町営と場」を建設することを決定した。

そこで町は、福生町大字福生三一―二番地（多摩川沿い、牛浜地区）に昭和三一、二年の二か年事業として起債を受け約一七〇〇万円で工事をおこない、三二年一月から経営を開始した。この施設は一日に小動物一五〇頭、大動物五〇頭、月約五〇〇頭の処理能力を持つ近代的な施設で、一時は畜産振興に大きな役割を果たした。その収益は一般財源として一般会計を潤したときもあった。しかし急速な都市化の波は畜産そのものを衰微させ、環境衛生上の問題も加わり、ついに四七年閉鎖され、現在は市の資材置場などになっている。



図 VI-14 西多摩自治会館

西多摩自治会館の建設 福生町に西多摩自治会館を建設すべしということについては、すでに昭和二八年（一九五三）頃から論議されていた。この件について昭和二八年八月一五日付の「福生新聞」は次のように報じている。

福生町に自治会館を

西郡各町村のよりどころとしてこの自治会館を交通上最も便利な福生町に建設すべしとの議が隣接町村より声がかけられ漸く話題にのつて来た。

昨年北郡の自治会館が国分寺に建設されたのに刺激された西部各町村議会方面では西郡でも自治会館の建設を思ひたつてゐたが、さて何処に建てやうかと各町村共思ひの構想を描いてゐたやうではあつたが、交通上最も便利な所は福生町だ……と衆目の一致するところ、地元福生町では若し自治会館が福生町に建設されることになれば（ば）土地の入手の便宜も得られやうし、建設費の大半は負担をしても良い位の意気込みである。

〔福生新聞〕昭和二八年八月一五日

このように森田町長時代にはすでに西多摩自治会館の建設について論議されていたが、本格的に動き出したのは昭和三四年で、その年の三月に議会内に特別建設委員会が設置された。当時町村の公民館には建設補助金が出ないので、どうしても郡の自治会館という形式をとる必要があつた。そこで西多

表 VI-22 西多摩自治会館建設事業歳入歳出予算

歳 入

科 目	予 算 額	各 自 説 明		
		節	金 額	付 記
1. 分担金及負担金	16,000,000 円	1. 各町村負担金	16,000,000 円	福生町負担金 14,000,000 円 羽村町外 6ヶ町村分 2,000,000 円
2. 都補助金	7,000,000	1. 自治会館建設都補助金	7,000,000	東京都補助金
3. 寄付金	1,000,000	1. 指定寄付金	1,000,000	寄 付 金
4. 雑収入	150,000	1. 雑 収 入	150,000	積立金利子その他
歳 入 合 計	24,150,000			

歳 出

科 目	予 算 額	各 自 説 明		
		節	金 額	付 記
1. 土地購入費	2,365,000 円	1. 土地購入費	2,365,000 円	用地買収費 788 坪 11 分
2. 同館建設工事費	19,800,000	1. 工事請負費	19,800,000	主体工事費 296 坪 66 分
3. 屋外付帯工事費	750,000	1. 原 材 料 費	750,000	給排水、電気外線、駐車場、塀等
4. 建設事務費	1,235,000	1. 事 務 費	1,235,000	設計、管理委託料 990,000 その他事務費
歳 出 合 計	24,150,000			

歳入歳出差引残金なし（備品は現品寄付による）

昭和 34 年 10 月 22 日提出

西多摩郡町村会長 原 島 謙 益

摩郡町村会は福生にその意志があるならば、建設に向けて全面的に協力するということになった。そして表 VI-22 のような予算を決定し、同時に建設事業にかかわる一切の権限と、その管理について、福生町長に委託することにした。

そこで町は建設場所の選定について種々検討した結果、牛浜駅近くの福生公園東側に用地を確保した。そして次のような規模で建設し、昭和三五年四月開館した。

建坪 九八〇・〇七〇平方メートル（二九六・六六坪）

床面積 一階九四六・五〇平方メートル 二階三四・二〇平方メートル

構造 鉄骨、鉄筋コンクリート、一部ブロック建

正面ステージ部分鉄筋コンクリート

大会議室の部分鉄骨建 付属屋（ブロック建）

（ステージ前の観覧席部分は会議室併用で椅子、机は移動式）

名称は西多摩自治会館であるが、実際には福生町の大きな集会施設として利用されることが多く、昭和三九年一月には郡から町へ移管され福生町自治会館となる。市制施行にともない四五年九月一日には福生市民会館と名称を變更するが、五〇年一〇月一日に現市民会館、公民館建設のため、一時期大きな役割を果たした施設も廃止となった。

5 町の財政危機と地財法の適用

瀬古町長の

積極行政

昭和三六年基地周辺の市町村の公共施設に国から防音工事関係の補助金が交付されることになった。町では古い木造校舎を鉄筋コンクリートに改築を計画、まず第一小学校から着手した。総事業費は一

億三三四〇万円（うち国庫補助一億一〇四〇万円）。昭和三七、八年の二か年事業で、防音工事第一号であった。

昭和三八年度には都の補助金を得て柳山レストハウスを工事費四七〇万円で建設、熊川神社境内に約二〇〇万円で公園を整備、その他一般の道路改修など多くの建設事業を積極的におこなった。一方次第に都市化してゆく町として当時もっとも深刻な問題は、し尿処理対策であった。瀬古町長は三五年就任以来、共通した問題として近隣の羽村・



図 VI-15 青年団俱樂部門柱拓本

瑞穂・秋多町などと協議を重ねていたが、三十七年六月、羽村・福生衛生組合を設立、翌三十八年一月瑞穂町が加入し西多摩衛生組合と名称変更、羽村町に処理場を造ることを決定し、約一億三〇〇〇万円、二か年計画で工事に着手した。このように事業の増加と同時に町職員も急に増員され、昭和三五年当時の一〇五名が、三十七年末には一七三名、三十八年二〇二名と三か年でほぼ倍になった。したがって旧庁舎だけでは職員の配置ができず、収入役室、税務課、経済課は栄通り反対側の旧武陽信用金庫跡（商工会館）へ、土木課、水道課は前福生警察署跡（本町一〇番地）へと三か所に分散されて不便になったため、庁舎建設の必要が生じてきた。

町は当時の敷地の約二倍の用地を確保するために区域内の住民の協力を得て、一部民家の移転をおこないながら庁舎建設の用地確保を進め、昭和三十七年一二月予算外義務負担として一億三一〇〇万円で、工事に着手し、生活改善センターは同三十八年三月に、また、庁舎は三十九年一月に完成した。

なおこの生活改善センターはつぎに述べるような趣旨のもので、当初は青年の集まり場所であったが、あまり利用されず間もなく庁舎の分室に転化された。

生活改善センターと石柱

本庁舎裏側の第二庁舎（建設課）は本庁舎が建設されたとき、生活改善センターとして都の補助金を得て建設された。この改善センターは農村振興の目的で建てられ、生活改善のための料理教室もできるような施設が設置されていた。また大正初期に

第一小学校入口に建設された、福生村青年団倶楽部は設立後約五〇年間、青年の集まりばかりでなく、ときには村全体の行事や立会演説会など種々集会に利用されてきたが、地域青年団の衰微と町会の会館や自治会館などが整備され、次第に倶楽部そのものが存在価値を失い、ついに昭和三八年閉鎖され、その代わりとして、この改善センターが建設された。そして倶楽部の建物売却資金は寄付金として、改善センター建設資金になり、同時にそのことを記念して倶楽部の門柱を市役所裏（栄通り側）の入口に移設したが、この門柱は現在も残っている。

赤字財政と このように瀬古町長は積極的に事業に取り組んだが、財政的には非常に苦しくなり、ついに東京都か

石川町長 ら注意を受けるようになった。町長選挙への再出馬を断念した瀬古町長にかわり、昭和三九年七月、

新しく石川常太郎町長が誕生した。

石川町長は就任早々事務体制の強化を計るべく、元町長森田幸造を助役に、前々町長秋山誠一を収入役に依頼して、異例の人事をおこない町の財政危機に対処した。一応前町長の事業を継承しながらも、まず健全財政を維持することが急務であるという見地から、昭和三九年度予算について再検討し、極力冗費を削減し、見込みのない事業は整理することにした。その結果、当時新聞紙上で噂されていた一億五〇〇〇万円の赤字を九二〇〇万円に縮小し、今後の対策について東京都の指導を仰いだ。

当時の財政赤字について「広報ふっさ」は次のように報告している。

現在の財政状態について

当町の赤字がどのようにして発生したのでしょうか。一口に言って、収入を過大に見込み、実際の収入額に對して、これを上まわる支出をしたことに原因があったわけですが、まず、昭和三十八年度において、町立第一

小学校の防音改築工事、三市町下水路組合の負担金、西多摩衛生組合の負担金等、赤字合計額は一千五九八万八千円となりました。更に昭和三十九年度において、義務教育施設の中学校、同分校、第二小学校の防音新改築工事の同時施行、西多摩衛生組合の建設費負担金と経常処理費、三市町下水路組合関係事業、庁舎建設、防衛道路建設等、より良い町にするため、一度に大きな仕事を行なったことにより、事業をするために必要な資金を国や都からもらったり借りたりして有利な条件で事業は進められたにもかかわらず、何んとしても、これらには常に町自体がその一部を負担しないことには施行できません。その結果として、昭和三十九年度決算（見込み）の赤字額が約九千二〇一万六千円見込まれるに至ったのであります。

（「広報ふつき」 昭和四〇年六月二五日）

地方財政再 建法の適用

このような赤字をかかえてこれをいかに再建すべきか、石川町長は東京都の指導を受けながら、議会と再三にわたり協議を重ね、地方財政再建法の適用を受けることを決意したが、これについて当時

「福生新聞」は次のように報じている。

愈々財政再建へスタート 赤字解消しつつ八億九千万の事業

一億五、六千万円の赤字財政を背負っている町財政を引きついだ石川町長は就任以来この赤字財政と取りくみ、赤字解消をしながらできるだけ多くの建設事業をやり抜く……方途について都庁側の好意ある助言を求めた結果、都庁側は先づ一億五、六千万円の見込赤字を一億二千万円位に圧縮するよう指示したので、石川町長はその後指示に従って歳出面で極力経費の節約をはかった結果、去る三月三十日、年度末における帖尻（てしり）の赤字は都庁側が指示した額より二千九百万円も下回る九千百万円までに圧縮することが出来たのである。

しかしこの九千百万円は赤字として四十年度に繰り越され町財政を依然圧迫し、四十年度に予定されている第二小学校、第一中学校、第二中学校の防音校舎の継続工事、更に第三小学校の防音校舎の着工等総ては赤字財政のため起債が得られず、全工事がストップされる事態になっていたのである。

そうした財政事情に直面した町長は……何とか便法によってせめて新築中の学校校舎の工事だけは児童、生徒の授業に支障を来し影響も大きいので継続したい……と都行政部にお百度を踏んで接渉相談したところ、都側も非常に好意ある助言と指導によって、この際地方財政再建促進措置法の準用によって、町が必要とする事業費の起債を受け事業を継続進行しながら町財政の赤字は年次計画によって償還する……ことが出来るとの助言を得、町長は早速『地財法』の準用を受け、福生町が当面している赤字財政の解消と、継続中の小中学校の建設工事を続行することに踏み切り、(略) 去る五月三十一日の議会に同財政再建法の準用を受けるため議会の同意を求めたのである。

そこで議会は全員で構成する特別委員会を設置、委員会は手わけして既に適用されている町を調査したり、都の地方課長などの来庁を求め議会側が不安と思っている点などについて十分都側の意向を確め、都側の好意ある取扱いに議会側も意を強くし委員会は発展途にある町として経常費において九千五百万円（九百五十万円）の赤字を解消しながら、町としてやらねばならぬ建設事業を遂行するには地財法の準用指定を受けるべきである……との結論に達したので町長提案の『地財法』指定団体としての申出を自治大臣にすることを議会は異議なく承認したのである。

〔福生新聞〕 昭和四〇年一〇月一〇日号

そして自治大臣の承認を得た町の再建計画について、次のように石川町長は「広報ふっさ」(昭和四〇年一一月二

六日号)で町民の協力をお願いしている。

自治大臣の承認を得た四年間の財政再建計画

総事業費 八億九六五〇万九千円

赤字解消額は九一四五万四千円

財政再建計画書の概要

一 赤字額 九一四五万四千円(昭和三十九年度一般会計決算赤字)

二 再建期間 昭和四十年から昭和四十三年までの四年間

三 赤字解消の年度別計画額(略)

四 再建の基本方針及び具体的措置

町の赤字は、建設事業への多額投資と一般的経費のつかいすぎが原因となつて発生したものでありますので、まずこれらの要因を取り除く方法をとることとしました。

1 経常支出(一般消費)における冗費の節減

2 職員の増員抑制

3 赤字の計画的解消

4 一貫した事業計画をたて、かつ、できる限り効率的投資を行なう。

以上が基本的な考え方ですが、これをさらに具体的に掘りさげたのが、つぎの各事項であります。

(一) 歳入に関する事項

歳入のうち大半を占めるのが町税ですが、当町ではすでに他の市町村に比較し、また、全国的に見ても相当よい徴収実績をあげており、これをさらに高めるのはなかなか困難なことであります。

したがって、町税においては、現行実績の確実な維持と課税もれのないように力を注ぐべきであると考えます。手数料及使用料は、他の近隣市町村または福生町とよく似ている団体（類似団体という）との均衡をはかり、また、財産収入については、特に処分できる資産の効果的な処分を考えることとし、その早急な対策を講ずるよう考慮しております。

最後に分担金及負担金ですが、これは住民皆さまの受益の問題及び負担の限度等が考慮されなければならず、少なくとも負担過剰とまらない範囲で措置するよう定めております。

(二) 歳出に関する事項

歳出については、全体的に各費目への財源の割り振りを考え、類似団体等を参考のうえ、その額及び率を定めることとしております。まず人件費ですが、殊に期末勤勉手当（夏及び年末手当等）は、国の基準によることとし、また、組織の合理化、職員の配置変更等を行なうことにより、職員の増員を防ぐ方針であります。物件費（消耗品、その他の一般事務費）は、すでに昭和三十九年度において相当削減しておりますが、なお一層冗費の節減につとめ、同時に諸施設の維持補修等についても、あらかじめ施設管理に意を用い、補修の原因となる事故の発生を予防したい考えであります。また、補助金、分担金等についても、法令で定められた制限額をかたく守り、大巾な節減を行ない、行政効果のあがらないものまたはその効果の低いものについては適切な削減措置を講ずる考えであります。建設事業については、特に教育施設の整備を中心とした事業計画をたて、さらに計画され

表 VI-23 財政赤字
解消経過表

赤字額		九一四五万四千円		
当初計画		昭和四〇年	四一年	四二年
解消実績	四七七七・八	一一〇〇 万円	二五五〇 万円	三〇〇〇 万円
	四三六七・六			二四九五・四 万円

た事業であっても、その内容の検討を行ない、効率的な投資を行なうものであります。

なお、他会計への繰出金は一定額を定め、さらに特別会計自身の健全化をはかるよう努力するものであります。また、一時借入金については、資金計画等により合理的な運営を行ない、できる限り利子をなくすべきであると考えております。

以上、歳入歳出両面にわたり計画の概要をお伝えしましたが、この計画における考え方は、町財政再建の基本方針でありますので、町民皆さまのご協力をお願いしまして、一日も早く赤字をなくし、より健全な町発展のため努力してゆく所存であります。

福生町長 石川常太郎

二か年で赤字解消

町財政の赤字を四か年計画で解消すべく地財法の適用を受けたが、当初より計画されていた学校施設の整備（防音工事による鉄筋化など）、都市公園、排水施設の建設事業など国および都の補助金と起債も確保され、予定どおり進めることができた。消費的経費については大幅に制限されたが、議会および各関係者の

協力によりわずか二か年で赤字は解消され、

昭和四二年地財法適用は解除された。

このように予定より二か年も早く赤字が解消できたということは、勿論議会をはじめ各関係者の協力のおかげであるが、町職員の陰の努力を忘れてはならない。地財法下といえ

表 VI-24 一般会計歳入歳出決算表（昭和41年度）

歳 入				歳 出			
科 目	予 算 額	収 入 額	収入率%	科 目	予 算 額	支 出 額	支出率%
町 税	214,485,000	224,192,665	104.5	議 会 費	11,023,000	10,936,850	99.2
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	25,716,000	25,716,000	100.	総 務 費	85,271,000	82,561,750	96.8
臨時地方特例交付金	7,450,000	7,450,000	100.	民 生 費	27,464,000	26,147,815	95.2
地 方 交 付 税	48,698,000	61,189,000	125.6	衛 生 費	61,569,540	58,237,911	94.6
分担金及び負担金	2,108,000	2,112,860	100.2	農 林 水 産 業 費	5,431,000	5,194,331	95.6
使用料及び手数料	14,788,000	15,897,009	107.5	商 工 費	5,045,000	4,870,607	96.5
国 庫 支 出 金	259,114,000	254,873,962	98.4	土 木 費	157,167,463	148,406,772	94.4
都 支 出 金	24,438,000	28,985,753	118.6	消 防 費	10,095,000	9,665,627	95.7
財 産 収 入	22,199,000	4,434,867	20.0	教 育 費	259,637,000	256,445,098	98.8
寄 付 金	500,000	501,000	100.2	公 債 費	12,497,000	9,771,697	78.2
繰 入 金	3,000,000	3,000,000	100.	予 備 費	632,997	0	0
繰 越 金	376,000	375,819	99.9	前年度繰上充用金	43,676,000	43,675,076	100.
諸 収 入	13,937,000	14,602,508	104.8				
町 債	42,700,000	42,700,000	100.				
合 計	679,509,000	686,031,443	101.0	合 計	679,509,000	655,913,534	96.5

人口1人当り 歳入 21,466 円
歳出 20,524 円

ども、建設事業はむしろ多くなっており、そのすべてが国および都の補助事業で、一つの補助事業をおこなうためには設計の段階から、それぞれ国や都の担当官の指導を受けなければならぬ。そのために事務量も増えてくる。しかし事務量が増えたからといって簡単に職員は増員できない。昭和三九年の職員数二三九名が同四二年は二一三名と逆に減少している。この数字は地財法下の厳しい職員の状況を物語っており、かぎられた人員で、かぎられた手当て、より多くの事務量をこなしてきた職員の存在も忘れてはならない。

いずれにしても当初の四年計画を二か年で赤字解消することができたということは石川町長の大きな功績である。

**町営プール
の建設** 永田橋から多摩橋に至る多摩川沿いの一帯は、昭和二〇年代には一部にごみ処理場（私設）があり、

中間地点には混血児収容施設があり、ほかは一画草深い荒地だった。この一帯を柳山公園緑地として整備すべく、町は三六年に都の補助金を得て、柳山レストハウスを建設した。地財法下の昭和四〇、四一年にもわずかなではあるが、国および都の補助金を受けて便所、東屋、ベンチなどの整備をつづけた。

一方小河内ダムが昭和三二年に完成すると福生地区の多摩川の水量は激減し、かつての多摩川の面影をまったく失ってしまった。戦前の多摩川は、子どもたちは夏は川で泳ぎ、遊び、春は魚釣りに興じ、また大人たちは砂利の採取をおこない、アユやハヤ、カジカなどの漁獵をするなど、住民の生活の一部であった。ところが戦後この多摩川が急変した。終戦直後、横田基地拡張のための米軍による砂利採取は一部川床が出るまで取り尽され、魚もすめない無惨な姿になった。そこへ追打ちをかけるようにダム完成による水量の激減で、もはや川遊びのできる川ではなくなった。そこで町は各小中学校のプールの設置に努力し、三六年頃にはすべての学校に整備できた。

このような状況であったので昭和四二年地財法が解除されると石川町長はこの一帯に五〇メートルの町民プール、

二五メートルの子ども用プール、さらに幼児用の水遊び場を含む大きな計画をたて、逐次これに着手した。これは住民の要望に答えた地財法解除後の第一号の大事業だった。この事業はあくまでも公園緑地整備事業が対象で、体育施設補助ではなかった。したがって国、都の補助は低額で、他の財源は起債に頼らざるを得なかった。事業費は次のとおりであった。

	昭和四二年	昭和四三年	計
国庫補助金	一〇〇万円	一〇〇万円	二〇〇万円
都	七〇	七〇	一四〇
起債	六五〇	二八〇〇	三四五〇
事業費	二四〇〇	六〇六七	八四六七
(本体工事へ五〇メートルプール建設費約六〇〇〇万円)			
町民プールが完成し、華々しくプール開きがおこなわれたのは昭和四三年七月、石川常太郎町長が六月に再選され、第二期目に入ったときである。			

第三節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ

1 三万市制実現運動の展開

福生町で三万市制実現全国大会 昭和二八年町村合併促進法により人口三万で市制を施行できたが、現行の地方自治法では人口五万以上と規定されていたため、一部には既存の市より人口の多い町が点在していた。そこで明治一〇〇年を記念して、人口三万で市制ができるよう国に対し運動をおこなうべく、全国の関係町に呼びかけたのは三重県の久居町であった。

この久居町の呼びかけに応じ昭和四三年（一九六八）五月二一日、国会議員会館内で第一回の会合がもたれ、北海道登別町を始め一五町が参加、新市制実現全国期成会が結成された。そして同年七月一八日、福生町において総会を開催して次のような事項を決議し、本格的な運動に入った。当日の記録は次のとおりである。

出席町 北海道登別町、羽幌町、茨城県岩井町、栃木県黒磯町、埼玉県新座町、東京都福生町、大和町、神奈川県伊勢原町、座間町、海老名町、新潟県豊栄町、滋賀県守山町、大阪府泉南町、三重県久居町、山口県南陽町、以上一五町の町長、議長、課長計四五名参加

協議事項 1 新市制決議 七月中にとりまとめ（福生町）

2 各衆参両院の先生方の署名 七月中にとりまとめ（福生町）

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ



図 VI-16 新市制実現全国期成会総会（昭和43年7月18日
福生町役場において挨拶する野垣内会長）

一
その他

3 昭和四三年八月六日 議員会館に於て大会開催 各町三名以上参加 一〇〇名参加予定

昭和四三年七月一八日午前中 幹事町各代表国会陳情

陳情書

新市制実現全国期成会

市制につきましては昭和二十八年町村合併促進法が制定され、人口三万人以上の町村はこれにより市制施行をいたしましたのは御承知のとおりであります。当時三万人を僅かでも割った町村は、爾来十五年間町の制度のもとで市制を熱望しながら本日に至ったのであります。近年経済の伸張はいちじるしく高度の成長をとげ、且社会開発が進むにつれ人口の流動もはげしく、町村から年々都市へ流出し、都市の過密と町村の過疎がさげばれております。この現象の中にあって、久居町ほか関係町は年々人口の増加を辿り、かつ経済、交通、文化等近代都市に必要な用件を具備するに至りました。そこで人口三万人を超える各町が一丸となり市制定の特例法を強く要望する次第であります。尚本年は明治百年の輝かしい記念の年にあたり、これを永遠に記念する

事業の一環として特別の御審議の上、市制定の特別立法措置を講ぜられますよう全住民の総意を代表してここに陳情申し上げます

昭和四十三年 月 日

新市制実現全国期成会

会 長 (三重県) 野垣内三郎
副会長 (北海道) 高田忠雄

" (茨城県) 吉原三郎

" (東京都) 石川常太郎

" (滋賀県) 北川俊一

" (山口県) 久楽利郎

(昭和43年期成会記録)

期成会の運動

この総会を契機に全国の関係町は各々地元の国会議員に呼びかけ三万市制実現に向けて運動を始めた。しかし一つの法案を作るといふことはいかに大変なことであるか、陳情書に多くの紹介議員の署名を集めてもそれだけではどうにもならない。直接の担当である地方行政委員会の了承を得ること、自治省を説得することなど大変なことであった。そこで特に正副会長の久居・南陽・守山・福生の四町の事務局職員は月の半分は三重県選出の山手満男代議士事務所(国会議員会館内)に詰め、また理事者もたびたび集まり、その対策に当たった。そしてこの運動を確実に成功させるために、国会議員の世話人会を設け、会長に山口県出身の岸信介議員をすえることに成功した。そして各正副会長の理事者、議員は勿論、全国の参加町もまた各々の地区で運動をおこない、その結果昭和



図 VI-17 市制施行記念式典 (第3小学校体育館)

四五年三月四日、地方自治法の一部改正案が参議院で議決された。期成会設立以来約二か年の歳月を経て、ようやく三万市制の夢が実現することになったのである。

福生市の誕生 昭和四五年(一九七〇)三月地方自治法の一部改正がおこなわれ、福生町はその三万市制の第一号として自治省から市制を許可された。

市制実現の申請書は次のとおりである。

福生町を市とする処分申請書

福企調発第三四二号 昭和四十五年五月八日

東京都知事 美濃部亮吉殿

福生町長 石川常太郎

福生町を市とする処分について (申請)

地方自治法第八条第三項の規定により、昭和四十五年七月一日から福生町を福生市としたいので、関係書類を添えて申請いたします。

第一 市制施行を必要とする理由

1 理由

福生市は、昭和十五年に町制を施行し、本年は満三〇周年の記念すべき年にあたり、近時首都圏の近郊都市として著しい発展を遂げた。

人口も、昭和四〇年十月一日の国勢調査で三万七百九十人に達し、その後も逐年増加の傾向をたどり、昭和四十五年一月一日現在東京都推計人口では、三万七千六百七十五人に及んでいる。

また、都市的形態においても商工業に従事する人口の比率は九十四・一%を占め、街の状況も家屋が連たんし、その地域は九十三・五%と高い比率を示している。

交通状況は、国鉄の三線が町を縦貫しているほか、バス路線の充実とともに自動車等の交通量も非常に多い。

道路も整備され、そのほとんどが舗装されている。その他の都市的施設も整っているため、福生町は市としての要件を備具しているものと考えられる。

このように都市的形態を有する福生町は、早くから市制に対する住民の要望も強く、たまたま今回地方自治法の一部を改正する法律の施行にともない、市制を施行して都市的施策の充実につとめ、行政能力を拡大して住民福祉の向上に寄与することが、地方自治の本旨実現に資する所以であると考えられる。

2 経緯の概要

福生町の住民の市制施行に対する熱望は早くから強いものがあり、昭和二十八年町村合併法の施行の際は、隣接の羽村町、瑞穂町との合併市制を要望して町議会に合併推進特別委員会を設け、全町を挙げて真摯な努力が続けられた。しかし、それぞれの町の事情から遂に実現をみるにいたらず、その後も絶えざる努力が続けられた。昭和四十一年四月再び町議会に広域行政特別委員会を設けて、広域行政への努力を傾けたが、今回も実現をみるにいたらず、これらの努力は水泡に帰した。たまたま昭和四十五年三月十二日地方自治法の一部を改正する法律の施行をみたので、町議会は三月二十五日全会一致をもって「市制施行の促進に関する決議」を行ない、これに

対する態度を明確にした。

これと併行して住民に対する啓蒙活動も活発に行ない、「広報ふっさ」に市制に関する特集を行ない、各層にわたって住民の意向を聴き、市制に対する住民の動向を調査した結果、住民の市制に関する関心が非常に強いことを痛感した。この結果、福生町長は、町の将来の発展と住民福祉向上のため、福生町議会に対し「福生町を市とすることについて」の議案を提出し、町議会は全会一致をもって議決するとともに、なお将来にわたって隣町との共同態勢の強化に関する付帯決議を行ない、合併による広域行政への意向を明らかにした。

3 市制施行の促進に関する決議（写）

福生町が永い間、熱望してきた市制への施行、殊に地方自治法の一部改正による人口三万人以上を有する自治体の市への昇格が、議員立法をもって、去る三月二日の第六十三特別国会の衆議院本会議、続いて同月四日の参議院本会議において、与野党一致して可決成立し、ここにその可能性が高まり住民のためにも誠に喜びに堪えない。

福生町議会は、衆参両院が示された本案成立に対するご理解とご努力に対し深甚なる謝意を表する次第であります。

想えば二年前に全国の同志相寄り新市制実現全国期成会を結成し、二百万関係住民を代表して百数十回に及ぶ国会陳情を重ね本運動を推進した日夜の努力の結果が、ここに実り感慨は一入である。

よってここに福生町議会は、市制実現早期賛成の民意を尊重し、地域住民の福祉の増進と文化的健康的な風格ある都市の実現を期して諸般の準備をすすめ、一日も早く「福生市」の市制施行を促進すべきであると決議す

表 VI-25 福祉会館建設費内訳

	国庫補助	都 補 助	起 債	計	工 事 費
	千円	千円	千円	千円	千円
44 年	18,300	14,625	20,000	52,925	90,212
45 年		7,875	24,000	31,875	49,425
計	18,300	22,500	44,000	84,800	139,637

る。

昭和四十五年三月二十五日

福生町議会

(町の現況表ならびに位置および地勢などは省略)

2 市としての街づくり

福祉会館の 昭和四四、五年の二か年事業として牛浜の福生公園内に鉄筋コンクリート造り、建設 地下一階、地上三階建の福祉会館が建設された。これは今まで町の鉄筋コンク

リート造りの建物はすべて小中学校の校舎が中心で、学校以外の施設としては町として初めてのものであった。建物は冷暖房装置を備え、浴室、舞台付大広間などを備えている。建設費の内訳は表VI-25のとおりである。

国庫補助は「防衛施設周辺の整備等に関する法律」による補助であるが、法改正（昭和四九年）以前で補助額は少なかったが、それだけにこの事業に対する市長の熱意がうかがえたのである。そしてこの会館開設と同時期に福生は町から市となり、さらに社会福祉協議会の活動が

会館を中心に積極的に始まった。

多摩河原土地
区画整理事業

福生の唯一の水田地区である多摩河原地区の区画整理については昭和四二年頃、当初は組合施行でおこなうべく有志により計画が進められていた。石川町長はこの地区の重要性を考え、関係者と協



図 VI-18 区画整理の決った多摩河原地区

議して町施行とすることに議会の同意を得、同四四年新都市建設公社に業務を委託して事業に着手した。

そして五〇年七月関係者の協力により短日月で完成し現在の北田園、南田園が生まれた。

この事業の概要は次のとおりである。（「竣工記念誌」より要約）

開発前の土地の状況

土地利用の大半が水田であったこの地域は、市域の中でも唯一の水田地帯として呼ばれる所でありました。しかし、この水田も、河の築堤がなされるまでは、多摩川の自然の強さとの戦いの歴史でもあったようです。水田耕作が必ずしも良好な条件下にあったとはいえない状況の中で、稲作を守り続けた人々の偉大なる成果ともいえましよう。この成果を紐解くアルバムには、古く明治四〇年新嘗祭御供米耕作田の記録もあります。その後耕地整理の経過を経て、稲作を継続してきた生活様式も、時代の要請に歩調をあわせることになり、宅地化への転換を図ることになりました。

事業が始まる昭和四三年頃までは、人口の増加もなく、地区北部の伊奈―福生線、瑞穂―秋多―八王子線、五日市―杉並線（五日市街道）沿いに僅かな住宅が散在している程度でありました。

交通機関は、国鉄青梅線福生駅（地区北端より約〇・八キロメートル）、牛浜駅（五日市街道を〇・五キロメートル）及び五日市線熊川駅（地区東端

より約〇・二キロメートル）によるほか、都道に運行しているバスを利用していました。

道路は、五日市街道、伊奈・福生線、瑞穂・秋多・八王子線が舗装されているほかほとんど農道であり、又排水は、地区北端の用水路から分流した多数の支水路が水田地帯のかんがい用水として利用されていたほかは、自然流下により多摩川に流出していました。

事業の概要と特色

一 施行面積 六八万七七〇八平方メートル 権利者四二三人

一 事業認可 昭和四四年九月

一 事業完成 昭和五〇年七月

一 総事業費 二二億五〇〇〇万円

一 事業の主な概要

幹線街路約三一〇〇メートル、区画街路一万四五三二メートルを新しく建設し、これら道路には排水施設を設けアスコン舗装とし、都市計画街路には「トウカエデ」を植樹しました。

公園は、六ヶ所に配置し、面積二万三九一平方メートルが新設されました。このうち一号公園（明神下公園）は近隣公園として、自由広場、休憩所、遊戯施設を設け、市民のいこいの場として利用出来るようにしました。又四号公園（ほたる公園）は、ホタルの棲息を保護する簡単な施設を設け、その他の児童公園は遊戯施設を設け植樹を行なうことにしました。

昭和四四年五月に計画決定した「福生緑地」は、既存施設と一体になるように整備しました。

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ

表 VI-26 多摩河原地区土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後	
			地積 (m ²)	割合 (%)	筆数	地積 (m ²)	割合 (%)
公共用地	国 有 地 地方公共団体所有地 合 計	田 畑 地 林 野 沼 種 地 悪 水 用 道 公 衆 用 道 計	98,459.74	14.32	23	22,708.95	3.30
			12,839.13	1.86	66	174,773.15	25.41
			111,298.87	16.18	89	197,482.10	28.71
宅 地	民 有 地	田 畑 地 林 野 沼 種 地 悪 水 用 道 公 衆 用 道 計	212,852.13	30.95	576	435,708.06	63.36
			161,546.93	23.49	427		
			7,388.03	1.08	30		
			0	—	—		
			4,561.00	0.66	9		
			18.00	0.00	1		
			4,253.00	0.62	9		
			49.00	0.01	1		
			329.00	0.05	2		
			390,997.09	56.86	1,055		
地	国 有 地 準 国 有 地 学 校 用 地 合 計	田 畑 地 林 野 沼 種 地 悪 水 用 道 公 衆 用 道 計	16,713.00	2.43	49	435,708.06	63.36
			52.00	0.01	1		
			114,240.42	16.61	263		
			522,002.51	75.91	1,368		
保 測 総	留 量 地 増 計	田 畑 地 林 野 沼 種 地 悪 水 用 道 公 衆 用 道 計	54,406.70	7.91		54,517.92	7.93
			687,708.08	100.00	1,457	687,708.08	100.00

(「竣工記念誌」より転載)

水田地区の設置

この地区は大半が水田であったため、これを宅地化するには、現況水路や水田の廃止をとまうことになるので、将来とも農業を希望される人のために一定地区を定め農業用水を敷設し、水田区域を設けた。市では地区内に保育園一、小学校二、中学校一、体育館、健康センターを新設し住居地区としてふさわしい施設の整備を実施した。また住民待望の都立福生高校の誘致もおこなわれた。

一方本事業の業務を委託された新都市建設公社では、地区の開発を促進するため、事業と並行して用地買収をおこない、これにより

表 VI-27 福生駅東口地区土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後	
			地積 (㎡)	割合(%)	数	地積 (㎡)	割合(%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路 計	1,022.00	2.16	4		
			1,022.00	2.16	4		
	体 所 有 地	道 路 園 計	2,944.65	6.22	23	11,970.85	25.30
						712.15	1.50
			2,944.65	6.22	23	12,683.00	26.80
合 計		3,966.65	8.38	27	12,683.00	26.80	
宅 地	民 有 地	畑 地 用 道 路 地 種 計	8,645.00	18.27	24	34,635.06	73.20
			26,306.09	55.59	122		
			37.00	0.08	1		
			1,518.00	3.21	6		
			36,506.09	77.15	153		
	有準 地国	日本国 有鉄道 用地 計	458.05	0.97	5		
			458.05	0.97	5		
	合 計		36,964.14	78.12	158	34,635.06	73.20
保 測 総	留 量	地 増 計				0	0
			6,387.27 47,318.06	13.50 100.00	185	47,318.06	100.00

〔「竣工記念誌」より転載〕

日本住宅公団を誘致し、福生団地（八四八戸）が建設された。

このように小中学校を始め多くの公共施設が設置され、また多摩川の土手には春になると桜が咲き競う、非常に景観のよい住居地区が完成した。

**福生駅東口土地
区画整理事業** この地区の区画整理事業も多摩河原地区

につづいて、昭和四九年五月に認可され事業着手した。わずか四・七ヘクタールの小面積で、しかも、駅前の密集地で権利関係も複雑だった。しかし、関係者の理解ある協力により同五九年完成し、同時に地区内の福生不動尊は、福生市福生二一四三番地に移設された。

区画整理事業について 福生市は特に旧福生村地区を中心に牛浜・本町・

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ

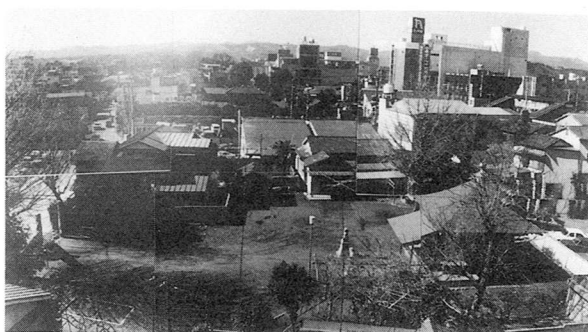


図 VI-19 東町区画整理前の福生不動尊境内（橋本孝蔵家蔵）



図 VI-20 昭和 35 年頃の柳通り
（右側、現在さくら銀行の所在地付近）

志茂地区を最初に五地区（志茂・加美・武蔵野・多摩河原・福生駅東口）の区画整理をおこない、市街化区域の三七パーセントが整備され、住民の生活環境整備に大きな役割を果たしている。

しかし区画整理事業は直接関係者の財産に関係する大事業で、各々の権利者の協力なしにはこの事業はできない。これについて加美平地区を始めとして武蔵野台、多摩河原、東町と四地区に前後四期一六年間関係し施行の責任者で

あった石川常太郎元市長はしみじみと次のように語っている。

地区により難易はありますが、四ヶ所も区画整理をいたしますと、随分と気の重い思いもさせられました。ですから職員もさぞかし苦労があったでありました……よくやってくれました。私はどの地区の区画整理事業も権利者の方々には絶対に御損をかけたという信念を持っておりました。ですから私もねばりました……。

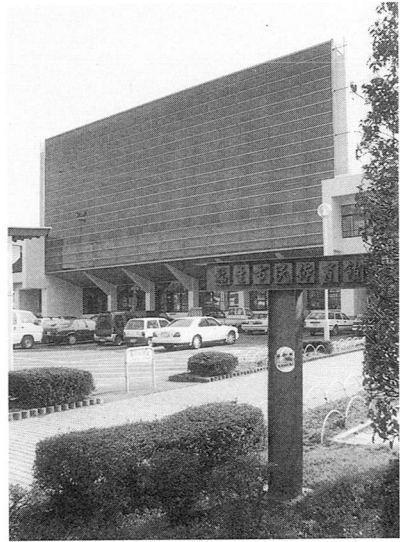


図 VI-21 福生市民体育館

区画整理という事業で得ました教訓は、どの地区の場合も行政とは一に辛抱、二に辛抱だということでした。

(略)

市民体育館 の建設

多摩河原区画整理は昭和四四年（一九六九）に事業が開始され順調にこの地区一帯が整備されてきた。四三年にオープンされた町営プールのある一帯も、

区画整理区域に包含され、市はこの隣接地に市民体育館の建設を計画し、四五年にその用地の取得をおこない、四六、七年の二か年で建設、用地費を含めて総事業費三億六〇〇〇万

円で完成した。二階には観覧席を備え、バレーボールコートが二面もとれる大規模なもので、当時三多摩各市にはまだこのような市民体育館は数少なく、特に人口四万に満たないミニ市福生としては、まことに画期的な大事業であった。しかも「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（昭和四一年）が改定される以前（四九年改定）であったため、防衛施設関係の補助は交付されていなかった。したがって国の補助はわずか一〇〇〇万円で、他は起債一億六五〇〇万円（昭和四五～七年の三か年）である。これをみてもこの体育館の建設がいかに大事業であったかがうかがえる。

議会側も体育館建設委員会を設置し、この事業に積極的に協力した。市では体育館の完成とともに体育の指導員として体育専門学校出身の職員を採用、体育行政に力をそそいだ。昭和四八年四月完成、以後市の体育行政の中心となり、青少年から主婦まで、まさに老若男女が日夜この施設を利用している。同時に教育委員会事務局は本会館内に移

表 VI-28 市民体育館建設事業費内訳

昭和46年12月着工		昭和48年4月開館	
年 度	事 業 費	起債 国庫補助	適 要
昭和45	35,418 千円	35,000 千円(起)	用地費
昭和46	100,000 "	50,000 " (起)	工事費
昭和47	227,818 "	80,000 " (起)	"
		10,000 " (国庫)	"
計	363,236 "	175,000 "	

転した。石川常太郎町長二期目、市長一期目の事業であった。

基本構想の策定 昭和四四年三月地方自治法の一部が改正され同法二条五項によって、どの自治体も、行政の長期的な見通しを具体的な形で策定することが

きめられた。自治省は同年九月一三日付で「基本構想の策定要項について」を出し、「市町村の基本構想策定要項」を具体的に示した。これを受けて、福生市が総合計画策定に入ったのは昭和四七年、市役所の企画係がその作業の中心になり、はじめられた。同年八、九月、市内商工業者、農業者にそれぞれ意見聴取を始め、一〇月に財団法人地域開発研究所の「福生市の行財政実体調査」という調査活動がはじまり、具体的な市民の実情を知るために「福生市民の生活と意識に関する調査」が翌年三月におこなわれ、六、八月に「子どもの遊び場調査」がおこなわれた。「広報ふっさ」は一〇月号で「下水道を完備し、水洗化の促進を、福生市は良い住環境」とその調査結果を載せ、子どもの調査については四九年二月号で「設備が少ない、もっと広い遊び場

がほしい」という見出しで報告をした。そしてこの調査が福生市総合計画策定のための資料であることを明記した。

こうした調査活動に加えて、昭和四八年八月の「広報ふっさ」に「福生市の将来像はどうあるべきか―基本構想懸賞論文募集」の記事が載った。この広報で多くの市民が「基本構想策定」がおこなわれていることを知った。この懸賞論文は福生市武蔵野台在住の坂本丁次が二席になり、一席は該当者がいなかった。そして六人の市民がこれに応募していた。

一方市役所内に正式に「福生市総合計画策定委員会規定」が四八年九月一七日に訓令第一四号でもうけられ、第二条に「組織……委員会の委員は助役、収入役、教育長及び市の職員のうちから市長が任命する」とし、第五条で「1 都市基盤整備部会 2 生活環境整備部会 3 社会福祉部会 4 経済部会 5 教育部会 6 企画部会 7 総務部会」がもうけられそれぞれの部会を、担当の課長職、係長職が担当することになった。

すでに六月の定例会市議会で「福生市基本構想審議会条例」が可決され、昭和四九年一〇月一九日に第一回基本構想審議会が開催された。

これらの状況を踏まえて、昭和四九年七月号の「広報ふっさ」は初めて市民の前に全体的な基本構想についての動きを「福生市の将来像をもとめて―総合計画のはなし・福生市の憲法づくり」というタイトルで載せた。そして「基本構想審議会」は市議会議員五名以内、市民の代表八名以内、知識経験を有する方三名以内、関係行政職員の代表四名以内の二〇人以内の委員で構成され、基本構想の策定について、市長の諮問に応じて、調査、審議を重ねて答申を出す機関であることを含めて、特集を組んだ。

審議会は昭和四九年一〇月一九日から五〇年一月二〇日まで二年度にわたり一回の審議会を開催し、「福生市総合計画―活力のあるまちをつくるために」を発表した。それは施策の方針として「1 健康でしあわせな市民生活をまもるまち福生市 2 魅力にあふれる住みよいまち福生市 3 豊かな人間性と文化を育てるまち福生市 4 構想の推進にあたり (1) 市民参加によるまちづくりの推進 (2) 行財政運営によるまちづくりの推進」を含めて、第一次の「基本構想」が出されて、昭和五一年三月の臨時議会で承認され、その後一〇年間のまちづくりの基本になった。現在は第二次基本構想が作られ、その精神が生かされている。

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ

表 VI-29 身体障害者（児）手帳登録者数（各年度末現在）

		肢体不自由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内部機能障害	合 計
昭和 50	男	174 人	30 人	35 人	17 人	256 人
	女	87	28	30	3	148
	計	261	58	65	20	404
63	男	343	34	63	93	533
	女	226	50	63	52	391
	計	569	84	126	145	924

（「事務報告書」より作成）

3 福祉行政の充実

社会福祉の歩み

福生市には終戦直後、都立福生・熊川の二保育園が設置され、これ以後私立、町立の保育園ができ、保育施設は整備された。その後高齢化社会の進展にともない、より豊かな福祉社会づくりを目指して昭和四一年社会福祉協議会を設立、四五年には老人の憩いの場を兼ねた福祉行政の拠点として福祉会館を建設、また五四年には高齢者事業団を設立、さらに心身障害者福祉施設（レクリエーション）の運営を推進するなど、福祉行政の充実に努力を重ねている。

生活保護 高齢化の進行や核家族化の移行などにより、家族形態も次第に変化してきて、高齢者世帯や傷病、障害者世帯が増加している。昭和四五年には被保護世帯が一七三世帯、人員四〇四人（事務行政報告書）であるのに対し、二三年後の平成五年三月は被保護世帯三〇二世帯、人員四三五人、これをみても世帯が増えていく割には人員は充足当時とあまり変わらない。これは核家族化で単身世帯が増えたためである。

障害福祉 社会の経済躍進にともない、市民のくらしは大きく変わってきた。高齢化による単身者が増え、また交通事故などから発生する障害者も増えてきている。障害者の生活が円滑に営めるよう、環境の充実を図っていかねばならない。

表 VI-30 福祉会館利用状況

区 分	老人施設 人	図書館 人	視聴覚 室 件	ホー ル 件	第一会 議室 件	第二会 議室 件	和 室 件	クラブ 室 件	料理講 習室 件
48 年 度	13,496	43,351	192	255	211	220	193	112	3
49 "	14,470	24,081	144	288	228	235	265	157	5
50 "	13,465	31,717	178	332	269	263	267	209	1
51 "	11,976	26,039	215	295	200	224	354	169	31
52 "	13,381	23,272	159	273	143	155	267	72	16
53 "	17,751	34,244	153	268	117	142	294	32	2
54 "	17,050	21,436	64	335	129	174	261	46	9
55 "	15,588	—	—	337	130	161	241	43	4
56 "	14,800	—	—	300	126	192	203	26	28
57 "	14,562	—	107	291	116	170	272	33	8

〔『市勢統計'83』より転載〕

れんげ園の 設立

れんげ園は、心身に障害があり就業が困難な人たちに對し、社会的自立に必要な訓練および指導をおこなっている。れん

げ作業所の設立にあたって、土地は熊川の篤志家の厚意をもって、保護者待望の作業所が熊川四〇一―七番地へつくられた。開所当時の昭和五七年四月には六人の利用者であったが、平成五年四月には二三人となっている。作業所も利用者が増え、手ぜまとなったため、平成二年四月現在の場所、福生市南田園三―六一番地へ三一九・九九平方メートルのれんげ園を建設移転した。就業が難しい障害者の家族からおおいに期待されている。

社会福祉協 議会の活動

昭和二六年（一九五）東京都社会福祉協議会が設立され、二七年には都の西多摩福祉事務所を中心に活動、三九年行政誘導

型で西多摩社会福祉協議会が設立され、田村利一が会長に就任した。福生町では行政、町議会、民生委員協議会が中心となって協議し、四一年六月任意社会福祉協議会として、福生町社会福祉協議会が誕生した。基本的な活動として、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービス、福祉情報の収集提供、各種講習講座、福祉に関する調査活動などの事業を柱に進めている。福祉会館は四五年七月にでき、社会福祉協議会の管理のもとに、高齢者の「いこいの場」として、会館へ気軽に来られるよう充実を図り、また福生全域に送迎

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ



図 VI-22 遺跡を発掘する事業団会員（牛浜にて）

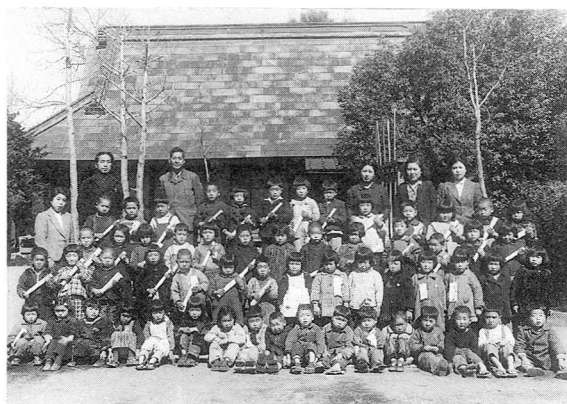


図 VI-23 通称「宮本神殿」での福生保育園（昭和23年）
（建物は旧宝蔵院の庫裏で、内部に神殿が設けられていたためか、地元では宮本神殿と呼ばれていた。）

バスの運転を開始した。将棋や風呂、おどりなど自由に楽しめる場所として利用者も多い。五〇年の決算書には福生市から社会福祉協議会へ、業務委託料として三三七万円が、また補助金五〇万円が支出されている。

福生市高齢者事業団の活躍

社団法人福生市シルバー人材センター 福生市では昭和五四年（一九七九）十一月東京都の三八番目として、川辺忠蔵を会長に選出し、福生市高齢者事業団を設立した。翌五五年一月には国の施策と

して、社団法人シルバー人材センター福生市高齢者事業団と改称し再出発した。福祉会館の中に事務局をおき、高齢者の就業機会を得て生きがいの充実を図り、活力ある地域社会づくりに寄与している。六三年度末では登録会員五六五人で、契約金額は一億九三〇〇万円となり、東京都でも優秀な成績をおさめている。

表 VI-31 福生市内保育園の所在地

名 称	定 数	設 立 年 月 日	所 在 地
福生保育園	一〇九	昭和二十一年 三月	福生一〇五八一—一
熊川	六六	二二	熊川五九七一
東福	一〇〇	三〇	福生二〇九
すみれ	八〇	三五	福生九五一
加美平	八〇	四二	加美平四一
若葉	一〇〇	四二	熊川一四三〇
つくし	八〇	四六	南田園一四一—二
杉ノ子第2	一二〇	四八	志茂四七一—三
杉ノ子第3	一二〇	四九	南田園三一四—二
弥生	一〇〇	四九	加美平三一三七—一三
杉ノ子第3	一三〇	五一	熊川三七三一—一
福生本町	八〇	五四	福生二一四三一—一

地へ移転した。さらに六二年四月都から福生市へ移管となる。熊川保育園の戦時託児所は一時中断されたが、地元の要望により二三年二月都立熊川保育園として開設され、三三年現在地の熊川五九七番地へ新築移転した。その後六二年四月福生市へ移管となる。戦後横田基地の拡張工事など、人口の急激な増加にともない保育園が不足し、町としては民間保育園に依存するしかなかった。このようなとき東福保育園が現在の場所、福生二〇九番地へ三〇年に設立され、公立ではすみれ保育園が福生九五一番地へ三五年一月に開園した。その後次々と町立保育園一園と、私立保育園七園ができ、現在公私立あわせて一二園、収容定員八四五名となり、保育行政は充実されつつある。

実 保育園の充 市には保育園が一二園ある。このうち福生保育園は戦前

通称宮本神殿旧宅の福生一一二〇番地で、熊川保育園は熊川青年クラブで、当時の青年が農繁期に託児所として子供たちの世話をした。敗戦色の濃い昭和一九年（一九四）には両園とも都立戦時託児所として開設し活躍した。その後昭和二十一年三月都保育園条例公布により、都立福生保育園と改称し運営、二六年四月現在地の福生一〇五八番

4 生活環境の整備

西多摩衛生組合の設立と活動 西多摩衛生組合し尿処理場は三町（福生町・羽村町・瑞穂町）の共同により数多くの困難を経て、ようやくにして羽村町武蔵野の山林へ昭和三八年（一九六三）七月完成した。当時としては大規模な

もので処理方法も加熱式蒸発方式を採用した。処理場の完成前は近隣の町村も人口の増加にともない、し尿、ごみの問題など悩みも多く、三五年に六か町村（福生町・羽村町・瑞穂町・秋多町・五日市町・日の出村）での共同処理場建設の協議がもたれた。しかし生活環境の違うそれぞれの自治体の話し合いはうまくいかず、まず候補地の小川地区の住民二十数名が、福生町長に猛烈な反対抗議をし秋多町も反対を受けて脱会する。これによって六か町村は断念し、五か町村で数回協議したが、それぞれの建設用地の問題でまともらず五か町村も解散した。福生町・羽村町・瑞穂町の三町では、衛生面からも処理場の建設は不可欠なものとして最後まで頑張り、三八年七月ようやく三町共同で羽村町に完成をみるにいった。その後四三年三月青梅市が加入した。

ごみ問題も深刻で、急を要し焼却場の建設を急ぎ、四〇年七月じん芥焼却場を完成させた。これにともないこれまでの収集方法の、ちゅう芥（ポリバケツをおき毎日リヤカーで収集）、じん芥（各戸に箱型容器をおき一〇日に一回収集）は、衛生的にも問題があり、焼却場完成を機に混合処理を一括収集に改善した。四五年収集料金を無料とし、可燃ごみは西多摩衛生組合で焼却をおこない、焼却残滓は日の出町の広域処理場で埋め立て処分されている。不燃ごみは、有価物と埋め立て物に選別し、町のリサイクルセンターの処分場へも埋め立てられている。最近、生活水準の向上にともなう消費によって排出量は年々増加し、処理能力の限界も心配されて、ごみの減量運動が積極的に進め

られている。

都市下水路 施設の整備

福生市の地形は、東部の横田基地周辺を含む武蔵野段丘から、西部の多摩川へと自然流下となり、本来排水の便のよい地域である。しかしこの自然の恵まれた地形を寸断するように、玉川上水が西北部から東南へと流れており、これが戦後急速に都市化が進むにつれて、雨水排水に大きな障害となっていた。例えば大雨が降ると、まず青梅線の線路の両側は水路となって流れ、道路との交差点（踏切）で両側に氾濫する。そしてさらに流れていく雨水は、玉川上水の壁に遮断され、ここでもまた氾濫するといった状況だった。

そこで昭和二六年岸町長は、東京都水道局長宛てに次のような陳情をおこなっている。

陳情書案

当町の地勢は武蔵野段丘より逐次多摩川に向って傾斜しておりその自然的地勢を利用して町の排水計画も樹立されてゐる次第であります。たゞ途中において玉川上水が町を横断してゐるため本計画の重大な障害となつて、本格的に排水路を構築することが不可能な状態であります。特に当町管内大字福生六四七番地付近の個所は低地のため遠く西多摩村川崎方面より一度降雨があるやおびたゞしい水量が集中する地点であります。玉川上水のためせき止められ、他に排水する途なく、ために上水のコンクリート障壁を破壊して、之を上水に放流すると云ふ非常手段を講ずるの止むなきに至つたこともあり町においてもその処置に苦心してゐる次第であります。幸ひにして御都において上水の地底に排水路を構築していただければ永年の懸案は一举に解決出来得るものであります。

当町における人家の増加が益々急激を極め排水問題がいよいよ重大化しつつあるとき、上水による排水計画の挫

折は当事者としても最も苦痛とするところでありますので、何とぞ事情御調査の上、上水地底に排水路構築を一日も速かに実施していただき度陳情致します。

昭和二十六年一月十二日

東京都西多摩郡福生町長 岸 徳次郎

東京都水道局長 徳善義光殿

この陳情のなかに、かつて上水のコンクリート壁を打破し、上水に雨水を放流したことが書かれている。古老の話によると、事実そのときの巡查部長が独断で雨水を上水に放流し、民家の浸水を救ったことがあり、当時住民は大変その巡查部長に感謝していた。ところがその部長は都民の飲料水を汚したということで、奥地に左遷されたということである。

しかし上水横断の雨水排水路ができないことが妨げとなり、急速に都市化していく本町、志茂地区の路面排水すら充分に処置できない現状であった。

加えてさらに新しく発展してきた牛浜駅東側地域は新設された町営グラウンドの雨水が流入し、青梅線と五日市街道に遮断され、大雨のつど民家に浸水するという状況で、この対策にも町は苦慮していた。

このような状況のときに、次のような都市下水路事業が開始されたのである。

◎青梅・羽村・福生・三市町下水事業と横田基地周辺整備による排水路の築造

首都圏整備法による市街地開発区域に指定されると、開発区域の排水施設として、昭和三六年事業決定と同時に末端の加美地区から工事が開始された。この事業は三市町で構成する下水路組合がおこなったが、これによって福生市

の北部地区の加美、武蔵野の一角に排水路の幹線が整備された。次に、この区域外の福生全般にわたる雨水排水計画を検討、特に牛浜地区の浸水を排除すべく種々対策を重ねてきた。その頃、横田基地においても貯留方式（基地の東南端に貯留池を設置）には限度があり、根本的な対策が検討され始めていた。そのような状況のもと、町は防衛施設庁と協議をし、基地の排水溝を、福生地区を縦断して多摩川へ放流する施設として、町の都市下水路計画を併用することにした。この結果、四一年に牛浜地区を縦断する南部幹線事業に着手、四三年に完成した。

総延長約一〇八四メートル（内径管渠二・二〇～二・三〇メートル）

総事業費一億四六七万円（全額国庫補助）

これにより牛浜地区の浸水問題もようやく解決した。このようにしてまず南部幹線が完成し、その後障害防止事業として、昭和四二年度より六〇年度までに雨水排水の幹線の中央幹線、武蔵野幹線排水路、合計四三億七九〇万円、西住宅地区排水路三三億五七〇〇万円などの工事がおこなわれ、雨水排水の幹線はほぼ完備されてきたのである。

このように、ほとんど横田基地の排水を兼ねて、約八〇億円の莫大な資金が地下の埋設物に投資され、福生市の雨水排水施設は完全に近く整備された。これは全国的にみても非常に高い水準にあるといわれている。

公共下水道 公共下水道は昭和四七年に東京都が青梅・福生・昭島および立川都市計画区域を処理区域として多摩川上流下水事業を決定し、事業に着手した。これについて昭和四六年度事務報告書に次のように書

かれている。

青梅、福生、昭島及び立川都市計画多摩川上流流域下水道（昭和四七年三月九日 東京都知事決定）

流域下水道は、公共用水域の水質を保全することを大きな目的として市町村が設置する公共下水道を接続して

広域的な根幹下水道の役わりをになうことになっているが、東京都では昭和六〇年度末までには三多摩の各市町の下水道普及率を、その市街地面積に対して一〇〇%にする計画をたてており、そのため昭和五五年度末までに多摩川流域下水道の幹線管渠処理場とも全部を完成させる予定でいまその建設をいそいでいる。

排水処理区域の関係市町は、青梅市、羽村町、福生市、瑞穂町、武蔵村山市、立川市、昭島市の七市町である。

総事業費一六五億円で財源構成の基準は、国が国庫補助金として五〇%、東京都が二五%、関係市町が二五%を負担することを原則としている。

ア 流域下水道の名称 多摩川上流域下水道

(略)

市はこれに対応すべく早速昭和四八年(一九七三)五月下水道課を新設、同一二月に下水道条例を公布した。そして翌四九年二月、下水道事業の認可を得ると同時に下水道特別会計を設置、さらに受益者負担金の条例の制定をおこない、以後逐次下水道事業を推進していった。これについて、公共下水道(汚水)完成記念に発行されたパンフレット「公共下水道」に、次のように記されている。

福生市の公共下水道は、多摩川上流域関連公共下水道として、市民の快適な生活と安全を確保し、さらに多摩川の水質保全のために昭和四十八年十一月に都市計画決定されました。翌昭和四十九年二月には、福生駅を中心に一三一ヘクタールを分流式として第一期事業認可を受け、污水管の整備を重点にスタートしました。その後、昭和五十二年には事業認可区域を六二八・九ヘクタールに拡張し、面的整備に努めました。昭和五十三年六月に

は、東京都が事業主体の多摩川上流処理場の稼動によって、市民待望の供用が一二・四ヘクタールの区域で開始されました。さらに、事業認可は昭和五十七年三月に立川第二処理分区（三十二・五ヘクタール）を含む六一・四ヘクタールに拡張し、市街化区域全域を取得しました。一方、面的整備の事業費は昭和五十六年の時点でピークを迎えました。

当市の污水管渠はすべて自然流下であることも手伝って、事業に着手して以来、計画通りに整備が進みました。昭和六十一年までに建設工事費を約八十三億円投入して、面的整備もほぼ一〇〇パーセント達成しました。

上水道事業の一元化 上水道は昭和二十七年浅井戸の汚染など、保健衛生面から水道の必要が急務となり、簡易水道施設の調査を開始した。同二九年五月水道加入者組合を設立、組合長には田村福一が選出された。当初水道行

政も財政的には困難をきわめ、受益者負担金制度を採用した。負担金は加入者組合が管理し、二九年の町予算書には加入金二一五万一〇〇〇円、積立金二一九万四〇〇〇円が掲示されている。二九年八月浄水場を完成させ、町で初めて本町、志茂二、牛浜の一部の二七四世帯へ給水を開始した。その後一、二、三、四期と拡張工事を進め、四三年二月の第四期工事では目標年次を五五年に定め、給水人口一〇万人の給水可能な配水池など、拡張工事の整備に努めた。水道事業は順調に進み四三年七月財源確保の役目を終えた水道加入者組合は解散した。その後水道事業も地盤沈下による地下水汲み上げ規制など厳しい状況となり、また需要の増加から都の水を買わなければならなくなった。このようなどき都では多摩地区の水道料金格差の是正を図るため水道事業の一元化を呼びかけた。職員組合などの反対もあったが、都は職員の身分を市職員のままで、業務委託の形をとることで市は五〇年二月、日常の水道業務を管理受託した。最近の水需要は増加をつづけ、漏水防止対策など施設整備に積極的に取り組んでいる。

福生消防署

の設置

昭和二六、七年、基地の街として急速に都市化し火災の発生が多くなったので、福生町消防団は昭和二七年度から冬期の一二月から三月末までの四か月間、各分団交代制で夜間の特別常備消防部を設置、一方では横田基地消防隊と連絡を密にするなど防災対策に積極的に対応してきた。

そこで町は本格的な防災対策を確立するために消防署を設置すべく、四二年頃から東京都と協議を重ねた。そして地財法が解除された翌四三年三月、職員定数条例が改正され、消防職員の枠が一〇名となり、常備消防として福生消防本部の設置にむけて、本格的な消防体制確立の第一歩を踏み出した。以下消防署設置までの経過は次のとおりである。

一 昭和四三年七月 福生町消防本部設置（役場前旧商工会事務所）

一 昭和四四年二月 消防活動開始

一 昭和四四年三月 福生・羽村・瑞穂三町消防組合を設立

一 昭和四五年二月 三町による福生地区消防署を設置、初代署長に風間義輝就任、同時に救急業務開始

一 昭和四六年四月 新庁舎を福生市福生一〇七二番地に建設（ポンプ車三台へ水槽車一台）、救急車一台、広報車一台、職員五八名、市負担金約二二七七万円）

一 昭和四八年四月 市は消防事務の委託に関する規約に基づいて、消防事務の一部を都に委託、ここに東京都福生消防署が発足、現在に至っている。

5 関東空軍施設整理統合計画（KPCP）

関東計画と

は

昭和四七年一月七日、佐藤・ニクソン日米首脳会談がおこなわれ、一日の新聞はその会談で二つの重要な合意がなされたことを政治面のトップで報道した。一つは沖縄全面返還に当って米大統領は「核ぬき」である保証をしたこと。二つには米軍基地の整理統合を今後進めていくというものであった。米國務長官と福田外務大臣との間で「関東平野の米空軍施設の大部分を整理統合し三年以内に横田基地に集中する方針であること」に合意をしたと、一〇日の記者会見で発表した（「朝日新聞」）。

この合意事項をもとに四八年一月二三日、一年七か月ぶりに開催された第一四回日米安全保障協議委員会で「関東平野における米空軍施設を横田に整理統合する関東空軍施設統合計画」が決定された。この決定により、立川基地、大和基地、関東村家族住宅地区、水戸射爆撃場が全面返還、日本に主要な部分を返還するものとして「府中基地、ジョンソン家族住宅地区、朝霞キャンプ」米国が保有する施設として「横田基地は米空軍の関東平野における唯一の主要な施設として残存（略）日本政府は、これがため横田基地に追加の住宅管理業務、医療、兵站、整備、運輸、娯楽および共同生活奉仕施設並に関連施設の移転および建設工事を行なうことになる」。そして横田基地支援施設として、所沢通信所、多摩サービス地区、府中基地の一部、ジョンソン家族住宅の一部であることが同年二月二日付関東空軍新聞で明らかになった。そして、この事業に昭和四八年から五一年にかけて四〇一億余円の税金がつぎこまれることになる。

昭和四七年一月一〇日のサン・クレメンテでの日米首脳会議で、関東平野における米空軍施設の関東計画と行政や議会の動き

横田基地への集約化の計画がだされ、突然に福生市長は外務大臣から呼びだされることになった。

そして、基地集約化に協力方の要請をうけた。二月には横田基地北側地域七万六六〇〇平方メートルが追加提供され、三月にはミドルマーカ―用地四三七・五平方メートル、電力線地域二五九平方メートルおよび電波障害クリアランス地域一万六四四八平方メートルの計一万六七四七平方メートルが追加提供された。

こうした基地の拡張にともない、周辺住民の基地恒久化への不安と一層激しさを増してきた飛行機の騒音は、耐えられないものとなった。市議会でも、「ニクソン米大統領が北ベトナム海上封鎖の命令をだした五月九日直前にあたる四月二九日から五月六日までの七日間の八四時間に横田基地を発着した航空機は五八三回に達している。それは六分間に一回の割合である。その半数は戦略空軍部隊に属するものである(略)ミドルマーカ―の果たす役割りは横田基地への米空軍機の飛来を増加させ爆音を撒き散らす(略)さらに夜間飛行も増加している。その対策は」(「議会報ふっさ」昭和四七年八月一五日号)と市長に質問をしている。

関東平野における米軍基地の横田集約化がはつきりとしてくる中で、昭和四七年四月一三日立川・横田基地周辺市町で組織している立川・横田基地対策協議会は「横田基地統合による基地拡充反対に関する要請」を防衛庁長官などに提出した。

横田基地への統合は「基地統合による半永久的存続と基地の拡充に繋がる一連の処置として解せざるを得ない。このことにより更に基地周辺住民の生活は、一層基地公害による犠牲をしいられることになり、誠に憂慮に耐えないところである。われわれ基地周辺の市町は地域住民の民生安定のうえから、かかる基地統合による基地の拡充について、これを容認することはできない。よって、政府当局は地域住民の意志を尊重し、速やかに平和的な処置を講ぜられるよう、ここに地域住民を代表して強く要請する」というものであった。

そして「政府は先に関東地区米空軍施設の横田基地への整理統合の計画の発表ならびに立川基地への自衛隊の移駐等、今や基地問題は、基地周辺地域住民に大きな関心をもたらしめているところである。基地対策については、年々の改善がおこなわれているものの基地を持つ都市に対する行財政的措置については未だ多くの改善を要する問題があり、充分とは言えない。よってわれわれの要望する当面の問題について、積極的にとりくみ、速やかに実現」して欲しい要望として「1 横田基地の統合による基地拡充について、これを中止し、平和的利用措置を講ずること 2 航空機騒音規制基準について、米空軍基地へも適用するよう措置を講ずること 3 防衛施設周辺整備法に基づく防音工事等全額国庫負担による措置を講ずること 4 義務教育施設等の防音施設等に対する維持管理費は全額国庫負担による措置をとること 5 一戸一室の防音工事を全額国庫負担により早急に実現を図ること 6 テレビ受信料の全額免除と適用区域の拡大、及び電話料の減免措置並びにテレビ、電話等の受信障害を緩和するため防止技術の開発を積極的に推進すること 7 防音工事を必要とする地域の中で現に防音工事の行われていない施設に対して早急に改善を図ること 8 防音工事を必要とする地域の補助率はすべて同一の措置をとること 9 基地交付金並びに調整交付金を大幅に増額すること 10 遊休施設について、早期にこれを開放し、地域の公共利用の措置をとること 11 基地の跡地利用については、関係市町の意見を充分尊重すること」という一一項目にわたって、申し入れをおこなった。この要望に対して、同年九月二日防衛施設局長名で「立川・横田基地対策に関する要望について（回答）」が関係市町長に対して出された。要望に対する1の回答については「横田基地への統合集約は、住宅及びその付属施設の移設であり、基地の強化とはならない。しかし、横田基地関係各市町に対しては、手厚い手当てが必要だと考えるので、本庁等関係機関に強く働きかけてまいりたい」と回答し、ほか一〇項目の要望に対して2、7、8については検討中、

あるいは実現困難、それ以外の項目については一定の回答をしてきた。

こうして、関東計画が進む中で、昭和四八年一月一日に福生市長は「在日米空軍施設の横田基地集約に伴う要望書」を提出し、横田基地周辺整備事業として総額四六八億三七一九万八〇〇〇円を要望した。一月二三日、政府は米空軍の関東平野地域における施設を横田基地へ整理統合することを正式に決定すると、二月一二日に「(略)今回の関東計画の決定により他の地域の基地が返還されることによって、反面横田基地にそのしわよせがなされ、その機能が再編強化されることは必然的であり、今まで以上に基地公害が増大し、依然として基地周辺住民のみが犠牲を強いられることは、住民感情としてこれを容認することはできないところであります。このような情勢の中において、政府は基地対策の緊急かつ重大性に鑑み、地域住民の民生安定のための基本的な施策をどのように考えておられるのかご質問いたします。」という内容で「関東空軍施設の横田基地統合計画に伴う政府の基地対策について」という質問状を総理大臣、防衛庁長官宛てに出した。

同年一月に開かれた議会で「横田基地整理統合」に関する質問が四件、二五日の臨時議会に「米国空軍施設の横田基地集約化反対決議」が上程されたが、否決されている。こうした動きの中で、六月、福生市議会に横田基地集約対策特別委員会が設置され、一〇月三日に「新整備法の早期制定及び特別交付金制度の創設に関する要望書」が福生市長石川常太郎、福生市議会議長石川信義の連名でだされた。こうして議会と行政が共同して、この法律の実現に向けて動いた。

一方、横田基地への集約化が決定されていく中で、福生市職員組合は昭和四七年横田基地に対する給水事業停止に対する闘いを組んだ。同年一一月には基地周辺住民(立川・福生・昭島・瑞穂地区)が基地の騒音公害に対して「横

田基地爆音をなくす会」を結成し、立ち上がっている。

6 基地周辺整備法の改定とその後の行政

整備法改正 このように昭和四七年（一九七二）一月、関東地区の米空軍施設を三か年で横田基地に整理統合するとい
と石川市長 う関東空軍施設整理統合計画（KPCP）が発表されると、市長は議会の特別委員会とともに再三に

わたり国と交渉を重ねてきた。石川常太郎市長第三期目に入ったときであった。このことについて市長は退職後次のように回想している。

（前略）

昭和四十七年暮、当時の外務大臣福田赳夫氏から外務省に呼び出されました。お話しは、次のとおりです。

数日前、アメリカのサンクレメンテで日米間の話し合いがあり、駐留米軍の経費節減のため、関東地方各地の米軍関係施設を横田基地に集約（K・P・C・P）するという内容でした。現在のレーガン政府でしたら、こんな問題は起こらなかったと思います。外務大臣のたつての要請ですので、とても太刀打ち出来る筈はありません。止むを得ず、市議会特別委員会の先生方と相談、日を改めて市議会議員諸氏と一緒に再び外務大臣を訪ねました。大臣のお話しは同じでした。再々度大臣に面会いたしましたときは、瑞穂町の皆さんと一緒にした。（略）

日本国民が等しく負うべき諸々の困難を、基地周辺の限られた住民が負うという事は、あまりにも不公平で我慢が出来ませんので、市議会の先生方と再三にわたり協議をいたしました。私自身の気持としては、基地などは所在しないことを強く望んでおります。しかし、国家があって市民の平安な生活が保障され、その国家の存立の

一端を基地が荷なうということになりますと、私の個人的な感情や希望だけで軽々に行動は出来ないと考えていました。市議会との協議を経て、いたずらに市民を反基地運動に駆り立てることより、より一層の平安な市民生活の保障の方策を国に実行させることが重要と私は考えました。そして私は、一大決心をして総理大臣をはじめ関係機関に次のような要望書を提出いたしましたのでございます。

要 望 書

当福生市は、市面積の三分の一を基地に提供し、甚大な被害を被っております。

この度「関東空軍施設の統合計画」発表以来これに対する、市民の反対の声は、日々増して、第二の立川市になり兼ねない状態になってきております。集約によって生じるもろもろの代償として先般来防衛施設庁に対し、要望いたしました、施設庁においては、現行の「周辺整備法」の範囲内において施行する以外に方途はない旨の回答を受けました。

しかしながら、このようなことでは、当面する民生安定の施策は到底期し難く、行政は混乱し、由由しき問題に発展すると存じます。

何卒、このような実情を御賢察賜り、集約によって生じる住民の不安の解消と行政混乱收拾のために格段の御配慮くださいたく、ここに要望いたします。

昭和四十八年二月

東京都福生市長 石川 常太郎

そしてこの法律（基地周辺整備法）の改正のために、市長および市議会は真剣に取り組んだ。防衛施設庁長官は勿論、

表 VI-32 横田基地周辺整備事業
総括表（昭和48年1月）

事業区分	事業費
	千円
障害防止対策事業	13,291,911
周辺整備事業	21,737,160
道路関係整備事業	11,808,127
合 計	46,837,198

市民会館の
建設

昭和四九年「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が改正され、国の補助が大幅に拡大されてきた。最初の本格的な事業が、市民会館の建設である。すでに住民福祉の拠点でもある福祉会館、体育振興のための体育館、市民プールなども完成した。そこで文化活動の拠点でもあり、市の顔でもある当時の市民会館（旧西多摩自治会館）があまりにも貧弱なので、本格的な市民会館の建設について計画を進めた。昭和五〇年石川市長の三期目が終わるとき次のような規模の市民会館建設に着手し、五二年六月完成した。

一 建物の規模 地下一階地上三階 総面積六七〇〇平方メートル

大ホール 椅子席一二一〇席、オーケストラピット、回り舞台装置付

小ホール 椅子席三六〇席、大・小会議室八室他

二 事業費の内訳

衆参両院議会、自民党国防部会、さらには内閣官房長官などに陳情を重ね、法改正の必要を訴えてきた。各地区の基地が横田基地に集約されるということは、その最大の影響を受けるのは福生市であることから、速やかに現行法の改正と、住民の生活環境を守るための施設に対し、より大幅な援助体制を確立してほしいという、国に対する注文であり願いでもあった。こうした福生市の努力は全国の基地関係の市町村も充分に認めているところである。このようにして昭和四九年六月、住宅防音工事、緑地帯の整備、特定防衛施設周辺整備調整交付金の施策を加えた大幅な改定をみる。そしてその後の法改正によって公民館施設や公園緑地の整備など多くの事業がおこなわれていくのである。



図 VI-24 福生市民会館・公民館

一 総事業費 一六億六二五八万六〇〇〇円（どん帳、椅子等の設備を含む）

一 国庫補助金 合計 六億二八四二万四〇〇〇円

内訳 学習等供用施設等（特別集会施設）建設事業費 二億七〇九〇万円

学習等供用施設等（コミュニティ）建設事業費 二億八一〇万円

公民館施設建設事業

九六六五万二〇〇〇円

老人福祉センター建設事業費

五二七七万二〇〇〇円

一起債

六億八八〇〇万円

人口四万七〇〇〇人、五万人に満たない福生市が国の補助金を中心に、大規模な市民会館を建設することは大変な事業であった。しかも補助項目は四項目あり、それらを各々補助基準に適合させながら一つの施設に取りまとめている。これには特に防衛施設庁の関係係官による非常に好意的な協力と、指導があった。また市職員もこの複雑な事務を、国の監査を受けても指摘されないよう、的確に処理した。施設建設の背景には、こうした関係者のくれた協力があったことを忘れてはならない。

法改正後の建設行政の進展

基地周辺の整備に関する法律の改正に、先頭に立って国に働きかけてきた石川市長は、昭和四九年六月に法改正がおこなわれると同時に「わかぎり会館」「田園野球場」などの建設事業に着手

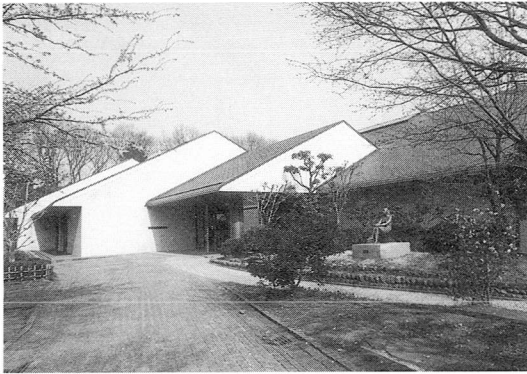


図 VI-25 福生市立中央図書館

した。さらに法改正の趣旨にそって街の整備を実施すべく、五一年五月四期目の市長に就任し、前年から建設中の市民会館と同時に「わかたけ会館」の建設を進めた。さらに五二年には扶桑会館、商工会館などの建設もおこなっているが、同時に道路や雨水排水路の整備などの事業も積極的に進めてきた。これらの事業のすべてが防衛関係の補助金によるものであった。

一方生活環境整備事業として重要な公共下水道事業についても、直接防衛補助に関係はないが、汚水管の敷設に取り組み、このため下水道の普及率も急速に高まり、事業は都下各市の中でもその上位に位置するほど進んだ。

このように四期間の石川市政は多くの建設事業を進め、昭和五三年の松林会館、健康センター、中央図書館の建設で、ここに一応石川市長が描いていた施設整備は実現することになる。すなわち市民会館中央公民館に対し、福生地区に松林会館、熊川地区に白梅会館、図書館も中央図書館と福生地区にわかぎり会館、熊川地区にわかたけ会館と両地区に配置され、さらに体育館、健康センター、福祉会館などの施設である。

中央図書館 の建設

昭和五三、四年の二か年継続事業として、市民の教育に文化の拠点となる中央図書館が、市内に残り少ない武蔵野の雑木林である熊牛緑地の中に建設された。市長は市民会館建設当時から、すでに熊牛緑地の一角に図書館の建設を計画、五一年度にまず用地買収に着手し、

第3節 福生市の誕生と健康で文化的な街づくり実現へ

表 VI-33 図書館総事業費内訳

	事業費 千円	国庫補助 千円	起 債 千円
53年度	491,811	78,361	391,100
54 〃	694,444	227,039	296,900
総事業費 (用地費を含む)	1186,255	305,400	688,000

以後年次計画で土地を確保、その整備をおこなってきた。そして自然環境に似合うような、和風切妻造塔屋根式、銅板葺の風格ある建物の図書館を、建設したのである。

しかしこのような大規模な図書館を建設するに当たり、石川市長は再三にわたり国に陳情を重ね、補助金や起債の増額運動をおこない、ときには内閣官房長官まで訪れている。そしてようやくこのような大規模な事業が実現した。これについて図書館落成式典の挨拶に次のように述べている。

図書館落成式典 挨拶

本日は、福生市待望の資料室を含む図書館落成式を挙行致しましたところ、衆議院議員、自由民主党基地対策特別委員長 白浜仁吉先生、自治省大臣官房審議官 川俣芳郎殿、防衛施設庁東京局長 谷口修一郎殿、横田基地司令官 ブルスニック大佐殿、東京都地方課長 大塚昶之助殿をはじめ、多くの先輩役職の方々の御臨席を忝うし、盛大に式典をとり行なう事ができますことは、市民一同、喜びにたえないところでございます。

御来賓の皆様はどなた様も御多用の方々ばかりでございますし、又、御遠方のお方も大勢いらっしゃいます。ほんとうに有難うございます。

御高承の通り、福生市は財政的に極めて貧弱な市でございますので、各上級官庁、特に自治省、防衛施設庁、東京都御当局には、いつも多大の御迷惑をおかけし、申し訳なく存じて居るところでございますが、この図書館も、より以上、我が儘に我が儘を重ね、御援助方を懇願し続けて参りました。幸にして福生市民の悲願熱望は御聞き届き賜るところとなり、別してのおぼ

しめしを以って、御高覧の通り、すべての理想を具備した見事な殿堂を完成していただいたのであります。誠に有難い事でして、心より御礼申し上げる次第です。又、市議会議員の先生方におかれましても、格段の御指導と御協力を賜りました。市議会先生方のお働きのおかげで完成した訳でございます、輝やかしき御功績に対し、これまた感謝申し上げ、敬意を表する次第であります。

さて、私達福生市民は、平和を願ひ市民の知性と英智の向上が福祉をはじめ、すべての行政目的の達成の根元であるとの認識のもとに、自治省、防衛施設庁、東京都御当局の御援助と御指導を頂きつつ、順次各施設の建設を進めて参りましたが、この図書館の完成によりまして、市としてあるべき施設が大約整いました。従いまして本日は、図書館落成の喜びと同時に、一応、福生市各施設完工祝と申しても過言でない様な大きな喜びの日でもございます。(略)

(昭和五五年三月二六日)

石川市長は図書館落成を最後の事業として、間もなく五月二〇日四期一六年間の任期を終え勇退した。

石川市長の一六年間という歳月は正に福生市の創設期である。就任早々赤字団体としての地財法の指定、昭和四三年の新市制促進運動、加美平・多摩河原の区画整理事業、そして最後に昭和四九年の在日米空軍施設の横田基地集約にともなう「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の制定運動など目覚ましいほどの動きがあった。そしてようやく街づくりの体制ができた時期でもあった。

石川常太郎元市長は昭和五九年自らの『回想』に「五阡八百四拾日」という副題をつけている。これは一六年の任期の日数であるが、このことはいかにこの一六年間が激動の日々の連続であったかを如実に物語っている。そして昭和五五年五月、田村匡雄市長が誕生し石川市政を継承したのであった。

7 市民憲章・市の木・市の花

市民憲章の制定 昭和四五年（一九七〇）三月の地方自治法の一部改正によって、福生町は七月一日、人口三万八七四九人で市制を敷き、福生市となった。

その後区画整理も一段と進み、田畑が住宅地となり、都心から電車で一時間半あまりということもあって都市化が急速に進んだ。昭和四四年七月一日の人口は四万八六二四人となった。しかし同四五年の転入者四〇六九人、転出者四七六四人、同四四年の転入者三九四五人、転出者四四四二人と人口の流出入も激しかった。五〇年代にはすでに福生生まれ、福生育ちという人は全人口の二〇パーセントを割っていた。こうした中で旧来の人間関係も大きく揺らいでいた。

福生市は昭和五二年「福生市総合計画」『活力ある市民のまちをつくるために』を発表した。福生市としても、市民の共通なアイデンティティを必要としていた。それは市民の心の内から出てくるものでなければならなかった。

昭和五四年八月「広報ふっさ」は「市民憲章を制定『市民生活のよりどころを求めて』』というタイトルで、市制一〇周年記念事業に向けての事業を特集し、市民憲章制定の主旨、制定の方法、八月七日に委嘱された市民憲章制定審議会委員の名前を載せた。市民憲章の制定の主旨を「福生市も急速に都市化が進み発展する一方で、市民の意識も大きく変わり、その生活もさまざまです。これにともない、かつての隣人関係などにより育って来た市民同士のつながりやまとまりが次第に薄れ、まちにも地域にも関心を示さないとといった市民がこれからは生まれることが予想されます。そこで新しいまちづくりの礎となり、すべての市民が日常生活で共に実践できる心の支えとなるものとしての

〈市民憲章〉を、市民の意志を反映して制定し〈活力ある市民のまち〉を実現しようとするものである」と述べている。

市民憲章制定の経過は、昭和五四年五月一日の臨時議会で、総務委員会に付託された福生市民憲章制定審議会条例は同年六月二五日の定例市議会で可決された。その構成は市民代表四人、市議会の代表四人、知識経験を有する者二人、市職員四人からなる「市民憲章制定審議会」（会長来住野元一）が八月七日に発足した。また市課長職八名からなる「制定起草委員会」が編成された。審議会は八月から九月に一八歳以上の市民を無作為に抽出し、アンケート調査を実施し、また小、中学生の作文を募集したり、一〇月二八日には「市民憲章制定市民の集い」を福生市公民館会議室で開催するなど、できるかぎり市民の直接的な声を聞く努力を重ねながら、一〇回の審議を重ね、翌五五年二月二九日に答申文を市長に提出し、三月定例市議会で可決され、その発表は七月一日の市制一〇周年記念行事の中でおこなわれた。

福生市民憲章

美しく連なる山なみを望み、しずかに流れる多摩川のもと、雑木林と桑畑の武蔵野台地にひらけた福生市は、多くの人たちのたゆみない努力によって発展をつづけています。

私たち市民は、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

- 一 私たちは 健康な心と体をつくり 充実した豊かな日々をおくりましょう。
- 一 私たちは 老人を敬い 子供の健やかな成長につとめ 明るい家庭をつくりましょう。

一 私たちは 自然をたいせつにし 花や木を育て美しい緑のまちをつくりましょう。

一 私たちは 教養を高め 情操を養い 文化の薫るまちをつくりましょう。

一 私たちは たがいに親しみ 助けあい みんなが幸せになるまちをつくりましょう。

福生市の歌 市を愛し、市民の連帯意識を一層高めるために、誰からも愛唱される福生市の歌を、市制一〇周年記念に作ることにした市は、昭和五四年一〇月号の「広報ふっさ」で、まず歌詞を募集した。その募集

要領によると「内容 ①福生市のめざす健康で豊かな人間性と文化を育てるまちにふさわしいもの ②市民の誰からも親しまれ、明るく気軽に愛唱されるもの ③未発表、自作のもので三番まで」で市内在住か在学、在勤者が応募資格であった。募集期間は一〇月一日から同年一二月二〇日までで、それに応えて七一点の作品の応募があった。市内在住の作詞家、丘 灯至夫を座長とした市民（教員二名、町会長一名、市議一名、市助役、新聞記者一名）七名による選考委員会をもうけ、五五年一月一八日に選考委員会を開き、市内福生の設楽千代子の作品を選とし、佳作五人を選んだ。その結果が五五年二月号の「広報ふっさ」で発表された。同時に「この歌詞にあなたの曲をつけてみませんか」と作曲を募集した。募集期間は二月一日から三月一九日までの短期間であったにもかかわらず、五一点の応募があり、この作品を五人の選考委員（市内小中学校教員三人、市議会議員一名、新聞記者一名）が慎重に審査した。審査にあたって、公民館職員であった高橋一郎がピアノで応募作品を弾いた。しかし、作曲については入選者はなく、六名が佳作となった。結局、曲については、作曲家の団 伊玖磨に依頼することになった。

昭和五五年七月一日、福生市市制一〇周年記念式典で三鷹淳（コロンビア専属歌手）の歌唱で披露された。

福 生 市 の 歌

詩 作 千代子 楽 作 燈至夫
補 作 伊玖磨 園 作

mf

1. み ど り さ わ や か る ひ さ し の の
2. ひ か り あ ふ れ る こ の ま ち の
3. は な の か お り や た な ば た の や

ゆ め も ゆ た か に は ず ー む ま ち
あ ゆ み い く と せ き う ー ま た
た ま の な が れ に と ぶ ー ほ た る

mf

と ち ゐ も か き く よ ひ せ て あ が い ぬ く も り が い
い い き ら る よ ろ ろ あ こ び だ っ き し め い て

に ま き し も の る み ら い を き ず き ま く す
ま き よ る く し あ あ い せ く す た く し と く

f

1-3. あ あ ー ふ さ わ が ま ち ふ さ あ あ

1. 2. 3. *D.C.*

ふ さ い つ ー ま で も も も

福生市の歌

一、
緑さわやか 武蔵野の
夢もゆたかに 弾む町
友と組む手が ぬくもりが
虹の未来を 築きます
わが町 福生

二、
光溢れる この町の
歩みいくとせ 今日また
ちから寄せあい 睦みあい
守るしあわせ すくすくと
わが町 福生
ああ 福生

三、
花の香りや 七夕や
多摩の流れに 飛ぶ螢
生きた喜び 抱きしめて
清く明るく たくましく
わが町 福生
ああ 福生
ああ 福生
いつまでも

図 VI-26 福生市の歌



図 VI-27 市の木・市の花

市の木・市の花 市の花は昭和二九年二月に、NHK、日本植物友の会、交通公社、全日本観光協会の四者が共同主催となり、文部省、農林省、各都道府県、日本国有鉄道が協賛し、各県民の投票により「郷土の花」「県の花」が選ばれた。また「県の木」は四一年一月に、毎日新聞社が国土緑化推進という趣旨から「緑の日」を標語に、文部省、厚生省、農林省、自治省の後援のもとに、各地の住民投票によって選んだ。

東京都の花はソメイヨシノである。また、県の鳥は昭和三八年「鳥類保護および狩猟に関する法律」ができ、各都道府県で「県の鳥」を決めるように定められた。その後、都市の緑化、自然保護の一環として、また、市制記念などを期に、自治体のシンボルとなる木や花が選定されるようになった。

福生市の市の木・市の花は昭和四六年「福生市、市の木・市の花の選定審議会条例」に基き、各分野から一二名の委員が選ばれ、福生市の木、花の選定の審議を六回にわたっておこなった。市の木の候補として、モクセイ、トウカエデ、クヌギの三種類の木を、また、市の花として、ツツジ（サツキ）、福寿草、アジサイの三種を選んて、最終的には、緑化運動に対する市民意識の高揚を願って、市民投票にかけ、その結果を参考に決めることになった。昭和四六年八月号の「広報ふっさ」で市政ハガキを配布し、一一〇三通の応募があった。その結果、モクセイ 六八二通、トウカエデ 二五一通、クヌギ 一六六通。市の花は、ツツジ（サツキ）五一三通、福寿草 四一五通、アジサイ 一七〇通であった。この投票結果をもとに「審議会」は一〇月一

日に、市の木・モクセイ、市の花・ツツジ（サツキ）を市長に答申した。この答申を受けて、昭和四六年十二月十四日、福生市議会で正式に決定された。

市の鳥「シジュウカラ」は平成二年、市政二〇周年記念と自然の保全・緑化の推進をはかるため「福生市の鳥」を決めることになった。そのため「福生市の鳥選定審議会」が設置された。当審議会は、市の鳥の候補として、カワラヒワ、キセキレイ、シジュウカラ、ジョウビタキ、カワセミの五種類の鳥を選んで、市民投票にかけることとした。その投票の呼びかけが、平成二年五月の「広報ふっさ」に「福生市の鳥選定特集」として載った。この呼びかけに四一通の応募があった。その結果は、シジュウカラ 四三八、カワセミ 四〇九、カワラヒワ 二四一、キセキレイ 一六八、ジョウビタキ 一五〇通であった。

福生市の鳥選定審議会はこの結果を参考に審議し、五月二十八日市長に市の鳥として「シジュウカラ」とすることを答申した。六月の福生市議会の決議を経て、同年七月一日、福生市の鳥「シジュウカラ」が制定された。

ふっさ十景

市制二〇周年記念の一環として福生市への愛着を深め、市のイメージアップに役立っていくことを目的に「福生市ふっさ十景選定審議会」が設置され、市民から推薦された景観地を参考に、次の一〇景を「ふっさ十景」として答申し、平成三年一月四日に制定された。

桜並木と多摩川、南稻荷神社付近、熊川神社、みずくらいど公園、文化の森、国道沿いの商店街、柳山公園、神明社、玉川上水新堀橋付近、清岩院の一〇景である。